



連続フォーラム「チョゴリときもの」
～十一回目の話～

財団法人 京都市国際交流協会



はじめに

今年の「チョゴリときもの」は、コリアサロン「めあり」との共同事業という新企画がくわわり、例年とはことなる形で開催された。「めあり」は（財）京都市国際交流協会が肝入りとなつて韓国民団京都府本部と朝鮮総聯京都府本部が共催しておこなう交流事業である。いまだに続いている朝鮮半島の南北分断というきびしい現実を日本の、京都の地でこそしでも和らげたい、同胞どうしの交流と日本人との交流を重ね合わせて促進したい、という思いではじまつた。すばらしい試みである。それはこの「チョゴリときもの」が目指していることと重なりあう部分もある。第一回、第二回はともに会館のそとでおこなうワークショップとなつた。キムチはいまや日本人の食文化の中にはすっかり溶け込んでいるが、その調味の原点を「キムチ博士」の鄭大聲さんと、「キムチのほし山」で有名な李連順会長さんの講話で味と科学とともに学ぶことができた。民族学校もその存在は知つていても、実際に訪れ、参観した人は多くない。今回は京都朝鮮中・高級学校の見学というよい機会を提供していただいた。

在日のおとしよりの無年金問題は戦後の日本と日本人が忘れていた、あるいは放置していた大きな宿題である。口では言い表すことのできない辛酸をなめられた在日一世のかたがたをこれ以上、苦しめず、すこしでも安らかな余生を過ごしていただくために直ぐにも解決をめざさなければならない問題である。

大阪で高齢者無年金訴訟の弁護団の一員として取り組んでおられる丹羽雅雄弁護士と当事者の周貞子さん、そして障害者無年金訴訟の当事者であり、原告団の中心で活動してこられた金洙榮さんに来ていただいて問題の核心にふれるお話をきくことができた。

そのようなわけで今年は例年にも増して実り多いフォーラムだった、といつゝことができよう。

目 次

「チョコリとあるの」 ～十一回田の話～

第一回 キムチ物語 5

第二回 民族教育を見る 33

第三回 在日の年金は? 51

第一回 キムチ物語

パネリスト

李連順氏

コーディネーター

鄭大聲氏

(京都造形芸術大学客員教授)

—〇〇四年一月二十一日実施

●キムチ物語

司会 大変お待たせいたしました。ただ今よりコリアンサロンめあり「チョゴリときもの」を開催させていただきます。私は京都市国際交流協会のチヨンと申します。よろしくお願ひします。今日開催します「チョゴリときもの」は過去十年間、京都市国際交流協会で開催してきました。今年で十一回目になりますが、韓国民団京都府本部、そして朝鮮総連京都府本部、財團法人京都市国際交流協会の三団体で主催することになりました。皆さまのお手元の資料にも書いてありますように、この三団体が一緒になって一つの事業を継続的していくということは日本でも初めてのことでありまして、大変意義の深い事業であります。京都市国際交流協会ではいろんな国際交流事業を展開してまいりました。おもにアジアを中心とした国際交流事業をやつておりますけれど、国際文化交流事業をやつていてる中で私たちが考えたのは、いろんな国の人と会って、しゃべって、そして意見を交換して国際交流、非常にいい事業なんんですけど、やっぱり国際交流の根本的なものはどこにあるのか、そういうことを考えまして、三団体で同じ認識を持つていたのは、皆さまの一番近くに住んでる、すぐお隣に住んでる在日韓国籍、朝鮮籍の方のことをご理解していただき」とが一番国際交流の根本的な問題ではないのかという認識に至りました。在日の方の文化あるいはその思いを「チョゴリときもの」を二団体が合同で開催しましようということで、今日はオープニングとして「キムチ物語」と題しましてお話をいただきます。皆さまのお手元には今日の進行と、今日出演なさるお一人の方、そして「めあり」についての説明が書いてあると思います。もう一枚はご意見・ご質問の用紙があると思います。そのご意見・ご質問用紙は後で皆さまが今日出演されるお二人のお話を聞いた後に、質問あるいはご意見があり

ましたら書いてください。それを後でこちらでまとめて、質疑応答あるいは懇談会で意見を交換したいと思います。よろしくお願ひします。それではまず初めにキムチのほし山の会長でいらっしゃいます、李連順様よりお話をいただきます。よろしくお願ひします。



李連順氏

李 アンニョンハシムニカ。ここにちは。平素は皆さま方に大変お世話になつております。また、本日はこのように大勢の方々がお忙しい中をお集まりくださいまして、誠にありがとうございます。何分にも私は普通のキムチ屋のおばさんです。このような高い所からお話をすることになつて大変恐縮し、非常に緊張してここに立つております。このお話が京都市国際交流協会よりございました折に、私が、生まれて初めて他人様の前でお話をすることになるが本当にできるかしらと申しましたら、「キムチ物語」を出版した動機やその内容をお話してくれればいいんですよ」ということでお引き受けして、今日このようなことになりました。私が、キムチを作つて、それをお商売にしようと思ひ立つたのは二十七歳の時で、すでに子どもが一人おりました。昭和でいいますと三十七年ぐらいです。当時は、京都ではまだ店先にキムチ、当時は朝鮮漬けですね、それが商品として並ぶようなことはない時代でした。そんな中で商売を始めて、今まで四十年あまり毎日キムチを漬け続けてまいりました。そうやって、キムチ作りに明け暮れるそんな中で、日本においてのキムチって何だろうなって、だんだん思うようになつてきました。本国におけるキムチは、もちろん皆さまもご存じのようになくてはならない食べ物であり、大変大切な食文化でもあります。これは私たち在日においても同じことです、在日にとつてのキムチにはもうひとつ違う意味があります。それは、私たち在日コリアンはキムチなくしては生きてこれなかつたということです。キムチは当時

におきましては、戦前も戦中もそうですが、朝鮮人・韓国人に対する偏見と差別の代名詞であつたと思ひます。私は、そういう中でのキムチの今日までの流れは、私たち在日コリアンすべての歩みと同じだと思つております。大袈裟に言えば歴史ではないでしょうか、我々の。そう考へると、このキムチの商売を通してさまざまな方々との出会いがあり、触れ合いがあり、そしていろんな出来事がありましたが、そういう日々の中で何かを感じずにはいられませんし、実際にいろんなことを思い、考へてまいりました。「キムチ物語」の出版といいましても、ひとくちにはお話しできないのですが、そんな日々のことをどうしても伝えていきたい、そこには在日の歴史があるんだということを三世、四世、そして特に日本の方々に知つてほしいと思って書き始めました。最初にキムチづくりを商売にしようと思った時には、やはり考へ、悩みました。夫も「君ね、日本の方が受け入れてくれるかな、商品として。ましてはここは京都だし」と申しました。でも、私は一つの自信ではないのですが考へがありました。韓国の食文化と日本の食文化は非常によく似ていますよね。日本のお漬物は百種類以上あるんですね、ざつと。そして韓國のお漬物もさまざまそれに劣らないぐらいあらうと思います。また、味噌、醤油、そういうものの使い方も大変よく似ております。そういうことから、やはり中国よりこちらの方が近いんじやないか、と。それに、どこのものでもおいしいものはおいしいし、まずいものはまずい。口の中に国境線があるわけじゃないし、ここが韓国で、ここが日本で、ここがアメリカでつて、そんな線引きはないんじやないかと、そう考へたわけです。そして、ただそれだけを頼りにキムチを演けて、三十数個を自転車に乗せて、イザ出陣、と出かけたんです。売り先にと見込んでいたのは、当時の京都の町にたくさんあつた万屋さんでした。乾物や醤油、味噌から漬物、野菜、果物などまで、いろいろな食品を置いていらっしゃる間口の広いお店や、京漬物と味噌、醤油を売つていらつしやるようなお店があちこちにありました。そういうところに委託でいいから置いて売つてもらおうと、そんな算段で初めてのお店にセールスに行きました。そしたら、「それで二斤入ってるんやろ」と。「はい、そうです」と答える

と「そんな臭いのいらんわ。持つて帰り」と云う言葉が返つて来ます。ガツクリきまして、やつぱりあかんのかなあ、だめなんかなあと思ひながら、情けないことに家に戻つて行つたんです。でも、途中で、どんな思ひで自分がこの商売をしようと決心したかを思い返し、これではいけない、これでは情けないと考へ直しました。そして、ここで諦めてはいけない、とりあえずもう一遍ほかのお店にセールスに行こう、とう思つてまた走りました。二軒目のお店が、いま言いましたような間口の広い、そういう万屋さんでした。「朝鮮漬けですが、ここで委託で売つていただけませんか」とお願ひすると、意外にもそこの主人が「なんぼ持つてんや」とおっしゃつてください。私が「三十三個です」と言いましたら「それみな置いていい」とおっしゃる。「えつ?」つて耳を疑つてしましました。もちろんそななることを願つて、置いていいという答えを期待していましたが、やはりそれを聞いた時は半信半疑というか、すぐには信じられませんでした。なにしろ、全部置いていきなさい、ですから。もう夢心地でしたね。嬉しくてどうして帰つたのか覚えてません。早速夫に報告しましたが、その後一、二日は、ウロウロウロウロと落ち着かないんです。キムチは売れてるんやろか、残つてるんやろか、どないなつてんのやろと気になつて。見に行かなくちゃ、確かめに行かなくちゃと思うんですね。淋しそうにポンとかたまつて座つてると運うやろか、売れへんかつたらどうしようか、そういう気持ちが先に立つて見に行くのが怖いんですよ。でも、それでは埒があきませんので意を決して見に行きました。店先に立つて、キヨロキヨロとわがキムチの姿を探してみたんですが、ないんですね。実を言えば、偉そうなことを言つても、心中では、売れへんのちがうやろかと心配で、全部売れるというよくなことは考へてもいませんでした。どちらかといふと、やはり売れないので残つているんだろうなと、そちらの気持ちの方が強かつたんです。それで残つているとばかり思つてたら、中からお店のご主人が出て来られて「ちょっと、ちょっと、あんた待つてたんやで」と。「えつ」「この次は五十個持つて来て。今日持つて来たか」とおっしゃるんです。その当時は名刺も渡してませんでしたし、電話番号を教

えようにも家に電話もなかつたんです。連絡のしようがなくて、向こうは私が行くのを待つてられたんですね。それで、顔を見るなり「あれ全部売れたで。次は五十個持つて来て」と。その時の五十個の注文は、私にとつては百万力の力、味方を得たようなものでした。勇気が生まれ、希望をつなぐことができました。三軒目に行つたのは、細長い鰻の寝床のような町屋の入口にちょこんと味噌、醤油と京漬物を置いて売つているお店でした。おじいさんとおばあさん、老夫婦が店番をしてらつしやいました。こうこうしかじかで置いていただけませんかと申しましたら、やつぱり「それ、ニンニク入つてるんやろ」と言われました。ここもダメかと思っていると、そのおじいさんが何か奥さんに話しかけてるんです。成り行きが気になつて聞いていますと、「そういうたらな、皇室の皇太子さんがー今の天皇陛下ですねーカレーの中にニンニク入れて食べてはるつて聞いたで」「ほんまやろか」「そうやで」というようなお話をしてらつしやるんですよ。私は、一瞬自分が商売をしにここへ来たことを忘れてました。あまりにも面白いお話なので耳がゾウのようになつて吸い寄せられて、私もそのお話に入つてしまつてしまいました。結局「それやつたら、ええんちやうか」「売つてみるわ、置いていき」ということになつたんですが、私はそのお話を聞きながら、日本の方々、特にこの年代の方はこういう思考で物事を考え、判断なさるのか、そういうことなのかと非常に複雑な気持ちになりました。もちろんどんな理由であろうと、私の朝鮮漬けを商品として認め、置いてくださるという結果は本当に嬉しく、またありがたく思つていましたので、何度も何度も頭を下げ、よろしくお願ひしますと言つてお店を出ました。そのうちに、皆さまもご存知のようにあちこちに公設市場が建てられるようになりますので、そこに売り込をして得意先を増やしたり、大手の老舗のお漬物屋さんから声をかけていただいたらしくて、なんとかキムチで生活することができるようになりました。でも、二十数年過ぎた頃から、自分の力不足もあつて、製造・卸という商売では生活が立ちゆかなくなつてきたんです。それで、悩んだ末、もうこのお商売はやめようと決心しました。そして、ついにそれを実行する日がやつてきました。そうしましたら、

思いもかけないことに自分の体を真半分に切つて捨ててしまうような、そういう痛みというか衝撃を覚えたんです。これって何だろうって、自分でたじろいだほどでした。それで、お商売を始めてからのことをつらつらと考えたり、振りかえりしてみたんです。自分がどのような思いで二十数年前にキムチづくりを始めた今までやつてきたのか、と。そしたら、意外なほど深くキムチを愛しているというか、キムチにこだわっている自分が見えてきたんです。その反面で、食べられたらしいという、そんな気持ちで商売をしてきたことにも気づきました。それに気がついたことで、出直そう、自分のお店を持つて直接お客様に買っていただく、そんな商売に切り換えてもう一遍やり直そうという気持ちが湧いてきたんです。そして、イチから小さなお店を始めました。当時は、お客様の八割方は在日同胞の方々だったんですが、日本の方も「割弱ぐらいはいらっしゃいました。大体雰囲気でわかるんです。そんな当時の店の様子を私は今でも時々思い出すことがあります、大勢のお客さんの中には、一世のハルモニで、お抱え運転手付きでお買い物に来られるような方もいらっしゃいました。ビックリしましたよ。こんなに恵まれた方もいらっしゃるんだなあって。そうかと思うと、当時はまだ日雇いもありましたので、日雇いに行つて、その日に働いたお金でキムチを買いにみえる方もいらっしゃいました。また、若い同胞の主婦たちが買いに来てくださつて、店内で遠い親戚なんでしょうか、知り合いやお友達とバツタリ会うこともあるんですね。キムチはそれだけ求心力があるんだなあと思つて見てましたが、そういう再会の光景がしょっちゅうなんですね。まるで同窓会です。隣に喫茶店を作らんとアカンかなと思ったほどの、そういうお店でした。お客様の中には、未だに忘れるこのできない方もおられます。ある日のことです。初老の品のいい男性がキムチを買いにみえて、私に話しかけてこられました。「私は日本人です。昔、戦争中に肺結核、肺病にかかりましたですが、その当時は肺病は不治の病と思われてましたから、感染するといって井戸の水を使わせてもらえないんです。それで、困り果てて朝鮮部落を訪ねて行つて、こうこうしかじかの理由で自分は井戸の水を使えなくて大変困つてます。」

「で一緒に使わせてもらえないかとお願いしたら『ああ、ええよ、ええよ。なんぼでも使ってや。気兼ねせんでええで』と言つてくれました。快く使わせてもらえてどんなに助かつたか。その時に食べさせてもらつてキムチの味も覚えたし、何よりも在日コリアンたちの温かい情にふれることができました」。しみじみとそんなお話をされるんです。私はこのお話を非常に熱い想いで聞いていました。その時に感じた熱い想いとこの話は、それからずっと私の心の奥底に住み着いて、今も離れる事はありません。そんないろんな出会いを与えてくれた自分の仕事に、私は感謝しています。キムチの仕事をしてて良かったなあ、あの時、この仕事を捨てんでも良かったなあ。この職場つてなんて素晴らしい職場なんだろう。そう思つて、本当に喜んで仕事をさせてもらっています。考えてみれば、そうして喜んで仕事ができるのも在日一世コリアンたちのおかげといえるかもしれません。お商売は私が始めたのですが、このキムチという種を日本に蒔いてくださつたのは在日コリアン一世たちです。私がお商売を始める時、すでに種は蒔かれていたんですね。種を蒔いてくださつた一世たちのおかげで、隠れファンがいらっしゃり、日本でこのようにキムチの商売をさせていただけるんだなあと、改めてそう思つた時、私は在日コリアン、特に一世や二世の女性たちの苦難の人生を思わずにはいられませんでした。多くの一世たちは、きっと風呂敷包み一つを持って日本に渡つて来られたんだと思います。中には、あてがあつて来られた方もいらっしゃるでしょう。でも、大方の人はさまざまなものや事情を抱え、何の技術も持たないまま、なんとかなるだらうと思つてあてもなく日本に来られたんじやないでしようか。そういう方が日本で職を選ぼうとしても、当時は偏見や差別という壁もドンとあつたので、どちらを向いても大変だったと思います。そういう中での一世の女性たちの踏張りが支えになつて今日があるんじやないかと、私は思つています。話は変わりますが、今や日本全国津々浦々、どこにでも焼肉店はあります。どんな田舎に行っても焼肉の店があります。それも高級レストラン顔負けの立派な焼肉店ですね。そして、今は日本の方も焼肉のチェーン店を持ち、大きなビジネスをしていらっしゃいます。その焼肉

という韓国の食文化を日本に広げたのは、一世のハルモニやオモニたちだと私は思っています。お話をうかがつたため、焼肉店を経営していたある一世のハルモニを訪ねたことがあります。そうしましたら、最初はどぶろくを売るつもりで店を開いたとおっしゃるんです。アテとしてホルモン、当時はただ同然で安かつたそうですが、それに薬味をいっぱい入れてゴタゴタ煮込んで、おつゆまで一緒に出していたということでした。キムチやナムルは、今だったら一品でしっかりとメニューに乗っているし、ちゃんとお金も取れますがない。その当時は、うちで食べるんだけどよかつたら食べはりますか、みたいな感じで出すだけで、それでも出せばお客様さんは「おいしいなあ」と言つて食べてはったそうです。当時は、アテとしてお金が取れたのはお豆腐、冷奴ぐらい。そのうちに、煮で出してはいたホルモンを焼くようになり、次にはそこに肉が加わり、とういうようなことで段々と今のような焼肉店になつていつたということでした。当然のことについ、こうした一世のハルモニたちの焼肉屋さんは本当にちつちつな店で、裏の台所を表にちょこっと持つてきて改造した、そういう店だったそうです。それでも「たくさんのお客さんが来てください」と。それも日本人の人たちが大変多かつたそうです。どんな職業の方でしたかと聞きましたら「大学の先生や公務員の人も来はつたし、裁判所の人もいはつたで」と、そのおばちゃんはおっしゃつてました。また、当時は日本に進駐軍が駐留しておりましたので、たまにそういう方も来られたとか。おつゆまで全部飲んで「ああ、おいしいなあ」と喜んでいたお客様さんが、次には家族も連れて来られたと、そういうお話をなさつてました。そういうお話を聞くにつけて思いますが、一世のハルモニたちは本当に自分たちの知恵で、自分のできることで一生懸命に商いをしてこられたんだなあとことです。きっと言葉も不自由であつたろうとに、そのご苦労が偲ばれます。ところで、私がこの女性たちのことを語らうと思いますと、いつも女性の前には夫が立ちます。夫の姿が必ずと浮かび上がります。日本は商いというものととても大切にし、五代も十代も子々孫々のれんを受け継ぎ守つて、それを誇りにする社会です。ですけれども、韓国は李朝五百年の儒教精神が代々受け継がれて

いる社会です。その社会で生き、そういう教育を受けてきた一世の男性たちは、女人の人みたいに、わかりやすくいえば潰しがききません。士農工商の中で、商いは一番最後に置かれてあつたんですね、儒教の教えでは。二十年ほど前、ある在日一世から商いについて、儒教精神から得る商いというものについて聞いたことがあります。子どもが親をだまし、親が子どもをだます、これが商いだというんです。我々民族はそんなふうに考えてきたんですね。だから商いは下の下の一一番下です。そんな教えを受けた一世たち、男性たちですから、そう簡単に潰しがききません。でも、女性たちは、とりあえず今日のご飯をたべなくちゃいけない、子どもたちを学校にやらなくちゃいけないということで、そんな何が上だ下だというような話はもうどうでもいいんです。なんとかして暮らしをたてていかなくつちゃと、思うのはそれだけ。そういう思いで、子どもたちや家族を守ろうという愛で、女の知恵とたくましさを發揮してきたんですね。そしてまた、頼母子講という、私は女の銀行だと当時は思っていたんですが、そういうものを始める知恵も働かせて、そこで資金繰りをしながらやってこられたわけです。この頼母子講も、女性にしかできなかつたんではないでしょうか。そういう女性たちの歴史を決して忘れてはならないと私は思つております。それから、ハルモニやオモニたちが使っておられた言葉、ここにいらっしゃる方は皆さんご存じだとおもいますけど、一世の方々はどうしてはつたんやろうな、どんな言葉でお商売してはつたんやろなということもよく考えます。小さい時、若い頃は、ハルモニが乱暴な男の人のような言葉でおしゃべりしてはるのを聞いて、心のどこかで、日本人の人たちにちょっと恥ずかしいな、なんであんな乱暴な男言葉使わはるんやろと思つておりました。でも、私が韓国語を理解し、そのニュアンスがわかるようになつて、一世、一世たちが韓国語、母國語でお話しなさるのを聞いた時はビックリしてしまいました。やっぱり儒教の社会で大きくなられた一世たちですから、夫や目上の人に対しても本当にきちっと、ちゃんと、自然に当たり前に敬語を使っていらっしゃるんです。そして、友だち同士のような関係ではそういう場合の韓国語、部下や自分より下の人には年下に対する言葉遣い、子

どもにもまたそれにふさわしい韓国語でお話してらっしゃるんですね。また、ここにいらっしゃる韓國の方も朝鮮の方も「存じだろうと思いますが、こんなふうにして他人様に物をあげることは絶対ありません。必ず女人人は手を添えて、言葉は・・・。そういえば母も終生父に対して敬語を使っていたな、今さらながらそんなこと思い出されます。そういうことで、言葉の問題をどうしても日本人の人たち、あるいは三世、四世に知つてほしいと思ったのは、一世たちの名譽を守りたかったからなんです。男言葉しか知らないのも無理はないですね。日本に来て、飯場などでその日暮しをしながら、耳に入つてくる言葉を必死で覚えてきたんですから、当然といえば当然の話です。だから、ハルモニたちの名譽を守らなアカンと。それで、本の中にも書きましたが、一世たちの名譽のために日本の方々にもそういう事情を知つてほしい、三世、四世にも知つておいてもらいたいと思つたんです。実は「キムチ物語」を出版した後、東京のある読者から手紙をいただきました。日本の方で二十歳ということでした。それで、手紙には自分は本当に何も知らなかつたが、こういうおばあちゃんたちのお話よくわかりましたって書いてあるんです。本当に嬉しかつたですね。良かつたと思いました。それからもう一つ、私は一世たちの「恨」についても考えるようになつていきました。恨はあまり日本の方にはなじみのない言葉だと思いますが、恨みです。ですが、忠臣蔵のようなそういう恨みではないんです。韓国人、朝鮮民族にとって、恨は切々たる願いが叶えられなかつた時や、心に描いていた夢が破れてしまつたような時に湧いてくる思いのことで、諦めつつ、それでもなお希望をつなごうとする気持ち、挫折感の中にも望みを抱こうとする心と一体になつたもの。一世にはもう一つピンと来ませんが、一世以上の人たちは恨という言葉をよく普通に使つています。この恨については、以前に李御寧（イー・オリヨン）先生の「韓国人の心【増補 恨の文化論】」という本が出版されていますが、その本を日本語に翻訳しましたのが私の夫、康煥でした。そんなことから、私もこの本を必死で読み、恨に関心を持つようになつたんです。そして、では在日一世にとつての恨つて何だつたんだろうと自ずとと思うようになりました。思うに、一

世たちは、日本に渡つて來た時は二、三年したら帰ろう、親の元に帰ろうと思つていたんではないでしようか。少しの間出稼ぎに來たつもりの人もいたでしよう。でも、そのあてが外れて國に帰ることができず、祖国、故郷がだんだん遠のいていく。親孝行もできないし、兄弟と交わることができない。それを嘆きながら一世たちの胸に恨が生まれたんではないでしょうか。そういう恨を胸に抱きつつ、この異國の地で土になつてしまわれた在日一世たちのことを、私たちは決して忘れてはならないと思います。「キムチ物語」は、私自身の物語でもありますが、主人公は中に登場する在日コリアンの一帯や二世、彼女たちの物語のつもりで書きました。そして、私たち在日コリアンの歴史を象徴するキムチを本のタイトルに使いました。世代や境遇が違つても、私たち在日コリアンには誰もが避けては通れない道があります。みんな同じ道を通つてきたんですね。同じ思いを共有していることも間違いないはずです。この「キムチ物語」を通して、そういう在日コリアンのことを日本の方々、こうしてキムチを大好きになつてくださつての方々にもつともつと知つてほしい、三世や四世、五世には一世や二世たちの苦労をもつと知つておいてほしいというのが私の願いです。また、私と同じような年代の方には懐かしい昔の風景を巻き戻して見るよくな、そういう本であつてほしいとも思つております。早いもので、その「キムチ物語」の出版からもう一年が過ぎました。その間に、キムチはさらに深く日本に定着しているように見えます。韓国のドラマや映画も人気を集め、ますます注目されるようになつています。そういう食べ物や芸能を通して韓国に対する関心が高まつていくことは、温もりのある自然な交流の拡大につながつていくようで、私は嬉しく思つています。そしてまた、韓国と日本のそういう関係の広がりや深まりが、私たち在日の問題を考えるきっかけになつてくれればいいのにと、そんなことも秘かに願つております。あれこれとお話ししましたが、とりとめのない話、つたない話をこうして最後までお聞きくださいまして本当にありがとうございました。

司会 ありがとうございました。それでは続きまして、滋賀県立大学教授でいらっしゃいます、鄭大聲先生より朝鮮半島の食文化についてお話をいただきます。よろしくお願ひします。



鄭 大聲氏

かつたですね。僕はこの方の「キムチ物語」出た時に発起人になって出版記念会をしました、京都のブライトンホテルで。その時にも挨拶されるんですけれど、話が非常に上手なんですね。詰まらない。私、大学の教鞭を四十年取っています。話するというのは非常に難しいんです。私、おそらくどちらかと思つんですけど、それでもある方原稿メモだけでこれだけしゃべられる。やつぱりそれなりの自分の体験がちゃんと身に付いた、それを生で話されたから良かつた。非常にお話上手でした。もう一度改めて拍手やつてください。私に与えられた時間あまりないんです。今日全部うまく話できないと思うんですけど、私も食文化というのをやつてます。滋賀県立大学で私が教える科目は食文化論、そして比較食文化論、朝鮮地域食文化論、嗜好と調理実習といつのを担当しています。調理実習では私の直接ではないんですけど、キムチの作り方や薬飯、冷麺、ワカメスープ、チヂミ、七つぐらい必修です。栄養士になる学生が全部習つてます。全国の公立学校で初めてのカリキュラムです。今やそれぐらいの時代になつたということです。オモニたちの力もあるんですが。実はなぜこんな科目を私がするようになったのかということですが、たまたま私はこの三月で定年になるので最終講義というのをやりました。最終講義をやる時に私がなぜ食文化の道を進んだのかというのを自分の体験から言いました。私も実は京都生まれの一歳です。京都の大久保、今の宇治市神明町という所で生まれました。そして戦後、つまり解放後、昭和二十一年にウトロで私は生活をします。昭和三十七年に東京に行きました。

そういう関係で私も在日の一世でしかも京都生まれの京都育ちです。これも一つの縁かと思いますが。その話をした時に、なぜ私がこの食文化という道を進むようになったのか。一つは根底には民族差別がある。私が少年時代に受けた民族差別、これが根底にある。すごく傷ついた体験があるんです。今オモニがされましたけど。「朝鮮人ニンニク臭い、唐辛子辛い」。これは子どもの頃聞くとなるほどと思うんです。自分たちが住んでる所大したことないし、おやじは土方してるし。そういう所で自分たちは貧しい生活をしている。劣った民族なのかと。植民地にされてましたから、そういう思いがありますから仕方がないんだと。だけども慣れてるから仕方なしに、キムチ、キムチと思うわけです。それが一つ。私は学生の前ではつきり言いました。まず一つはそういう差別があつた。もう一つはたまたま私が食べ物の道を勉強して、初めてそこでいろんな事を知つて目から鱗が落ちたような感じで、初めて自分の民族の食べ物の科学と知恵を知つたから、よしこれはやらなきやいけないと思つてやつたんだと。私が最初そういう差別を受けて戦争が終わりました。戦争が終わつた途端に世の中ひっくり返りましたね。世界観も変わつてしまつました。ちょうど今新幹線の八条口の入口に闇市というのがあつたんです。それを知つてる人いらつしやいますか。そこに裸足でグラブラ歩いた世代です。そういう時に今までの価値観が変わつたわけです。少なくとも戦争中の教育の時は私は軍国少年です。日本が戦争に勝つという信念で勉強していたわけです。世の中変わつてしまつて世界観が変わりました。自分が食べ物について、そこで頭が切り替わつたわけじゃないんです。そのままです。食べ物に対する考え方。なぜ我々朝鮮人はニンニクを食べなきやいけないのか、キムチを食べなきやいけないのかと思つたわけです。大学に入りました。大学はいろいろ経緯があるので時間がありませんけど、大学に入つて、そこで先生に「あなたたちの国の食べ物ニンニクって素晴らしいんだよ」という話を聞きます。その方のお兄さんが京都大学におられまして、ニンニクを研究しておられました。ニンニクからアリナミンを見された方です。アリナミンというのはニンニクが発見の動機なんです。それを武田薬品が特許を買ってア

リナミンを作った。これで一遍にニンニクの価値が変わったんです。そういうことを私は知つて、それまで私はニンニクについて、同じように臭い、なんで食べてゐのかなみたいな気持ちがあつたわけですが、目から鱗が落ちました。もう一つは大学院に進んで、発酵というのを習います。キムチは発酵食品です。発酵というのを習つて、やがて私は東京の朝鮮大学校というところに行くんです。そこで教員として教えるのですが。そこでいろんな文献、韓国からの文献、北朝鮮からの文献いろんなものを全部調べてみたら、キムチというのは素晴らしいというのを昔の人々がすでに研究してゐるんです。それで私はもういち度目から鱗が落ちました。そして自分で道を開いて行くことにします。日本でこういう事をやれるなら、在日の自分が前に出ます。その時ちょうど焼肉も広まつてきました、焼肉店も広がつてきました。ある人と出会いました。それはモランボン株式会社、皆さんもご存じだと思いますけど、そのオーナーの全鎮植（ジョン・ジンシ）という人に出会いました。その方は、在日同胞の生計の一つである焼肉店があるけども、これをやつている人たちが本当に食べ物の正しい知恵と正しい認識を持つてゐるだろうか。持つてないから、これをレベルアップするために何かしなきゃいけない。お金儲けはパチンコ屋でできる。パチンコやつてました。しかしそれではむなし。何か民族のためにやりたいことをやろう。おまえ知恵出せ、おれ金出すからやろうと。そして朝鮮料理を教える専門学校を作りました。初めてそこでキムチの本を書きました。講談社で「朝鮮食品学」という本ですけど。そんな名前の学問体系があるとは私は思つてません。在日が、朝鮮料理という名称で今の焼肉店ですけど、そういう料理を売つてゐるならば、その知識を普及するために何かの本が必要だという意味で私はそれを書きました。それは十年間続きました。それをもつとやさしくするために、今度は「朝鮮食物誌」という本を書きました。私は食の文化というのがいかに大事であるか、民族の知恵がそこに込められてゐる、その知恵をちゃんと知ることがいかに大事であるかということを自分なりに骨身にしみて知つたわけです。こうして私は食文化をやり出すよになつたわけです。今日その話全部できませんけれど、

今日ここにいらっしゃる在日の方々、本当には我々民族の食べ物の特徴、食べ物の知恵をご存じだらうか、知つてらつしやるだらうか、あるとき東京の朝鮮商工会に講演を頼まれて行つたんです。一人のハルモニが、うち焼肉商売でやつてますけど、このキムチ辛いの食べたら癌になるの違いますか。商売だから売つていまですが、これが全部とは言いませんけど、一部そういう意識がないとは言い切れないんです。やはりそういう現状をふまえると、もつと私たちが民族の食べ物に対する正しい知識を知らなきやいけない。皆さん方商売をやつてなくたって、日本でこれだけのキムチと焼肉店が広まっていく現状ではそれは知つた方がいいと思います。私は全国焼肉協会の諮問委員というのをやつています。会長は東京の叙々苑の社長の新月泰道さんですけど。今、焼肉店というのは全国で何店あるか。大体二万三千店くらい。キムチは、皆さんの手元の資料を見てください。新聞資料の裏側を見てください。毎日新聞では二〇〇一年三十二万トンと言つてます。今、私の知つている範囲内で電話で確認してきましたが、昨年で三十八万トン。三十八万トンというのはどんな数字かということを言わなきやいけない。日本伝統漬物のタクアンが九万五千トンです、四分の一です。キムチが断然トップ、漬物業界のトップ業種なんです。金額は漬物業界、大体六千億円と言われてます。その四十%がキムチです、キムチの売上。それぐらいのものになつたわけです。これが現状です。そして今や、キムチというのは日本の食べ物になつちゃつた。

毎日新聞 2002.3.5

【生産量ランキング】

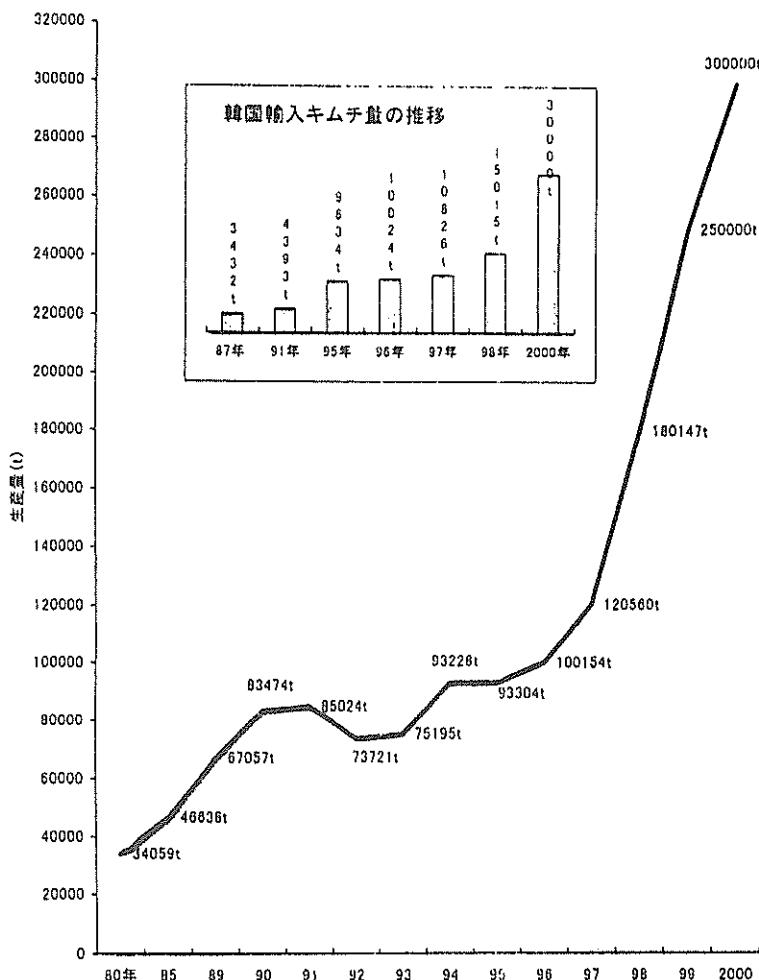
(伸び率は対 90 年比)

漬物の種類	生産量(万㌧)	伸び率(%)
①キムチ	32.0	283.4
②浅漬け	22.5	-29.9
③その他の塩漬け	12.3	-11.4
④野菜刻み漬け	10.9	0.3
⑤たくあん漬け	9.6	-55.2
⑥福神漬け	6.5	15.7
⑦しょうが漬け	5.7	17.1
⑧梅干し・梅漬け	4.3	6.2
⑨らっきょう漬け	3.4	79.1
⑩その他のしょうゆ漬け	3.2	-25.3

(食品需給センター調べ)

うち焼肉商売でやつてますけど、このキムチ辛いの食べたら癌になるの違いますか。商売だから売つていまですが、これが全部とは言いませんけど、一部そういう意識がないとは言い切れないんです。やはりそういう現状をふまえると、もつと私たちが民族の食べ物に対する正しい知識を知らなきやいけない。皆さん方商売をやつてなくたって、日本でこれだけのキムチと焼肉店が広まっていく現状ではそれは知つた方がいいと思ひます。私は全国焼肉協会の諮問委員というのをやつています。会長は東京の叙々苑の社長の新月泰道さんですけど。今、焼肉店というのは全国で何店あるか。大体二万三千店くらい。キムチは、皆さんの手元の資料を見てください。新聞資料の裏側を見てください。毎日新聞では二〇〇一年三十二万トンと言つてます。今、私の知つている範囲内で電話で確認してきましたが、昨年で三十八万トン。三十八万トンというのはどんな数字かということを言わなきやいけない。日本伝統漬物のタクアンが九万五千トンです、四分の一です。キムチが断然トップ、漬物業界のトップ業種なんです。金額は漬物業界、大体六千億円と言われてます。その四十%がキムチです、キムチの売上。それぐらいのものになつたわけです。これが現状です。そして今や、キムチというのは日本の食べ物になつちゃつた。

日本国内キムチ生産量の推移



私が調査したのを持つてますが、今日全部話ができないんですけど。焼肉も日本料理だと思つてゐる人結構いるんです、若い子は。知らない人いっぱいいます。そういう現状で私たちがなぜこれが広まつたのか、なぜこうなつたか。オモニのように苦労した人たちがたくさんいらっしゃつたから、着実に伸びていったんです。根底には価値があるからです。そこで私は皆さん方に三十分で我が民族の料理の特徴を簡単にOHPで説明させてもらいます。まず焼肉と漬物のキムチがどういう歴史的な背景できたのかということをスライドで。まず焼肉は日本の料理じゃなかつたんです。焼肉というと直火で焼いて食べる方法のことです。すき焼きはありましたよ。しゃぶしゃぶもありましたよ。しかし、我々が今ブルコギと呼んでいる方法は日本にはなかつた。誰が広めたか。これは在日です。私は終戦直後、京都駅の閣市近くをブラブラうろついてたんですけど、そのうろついてる時にはトンチ

陰陽五行說

食文化を知る



臺灣師大人文學院文化學系
食生系專攻 鄭大聲教授

卷之三

西、西、西、四國の旅館が、やや多く、その結果、西日本は、西日本の旅館が、最も多くなった。西日本は、西日本の旅館が、最も多くなった。西日本は、西日本の旅館が、最も多くなった。

e-ライア

ヤンといつて売つてたんです。それが焼肉食堂の始まりです。今鉄板やフライパン、ホットプレートで焼いたりするのは、私は厳密には焼肉ではない。ブルコギというのは直接火の上で焼くのが焼肉です。これは日本の伝統料理にはありませんでした。在日が商売をすることによって広めた料理です。これがなぜ広まりましたそれを在日の生活にあつたかということですが。この文化を身に付けたのが在日のオモニ、アボジの世代が一世が日本で始めたからです。一世はなぜ商売をすることができたかということ、常にその当時オモニ、アボジたちが朝鮮で今の韓国ですけど。生活の文化として当たり前に持つてたんです。なぜ我々の親たちはこれを生活の中に持つていたかというと、日本と歴史的な背景の違いがあります。日本も朝鮮半島も古代は仏教の戒律で動物を殺してはいけない食べてはいけないということになつてました。日本は明治の初めまでこれが続いてきた。朝鮮半島の場合は李朝になるちょっと前にモンゴルが攻めてくることによつて、肉料理が復活します。その前食べてたのが仏教によつて抑えられて、復活して李朝になつて、十五世紀からはこれが当たり前に高級料理になつて続いてきました。だから十五世紀から二十世紀まで私たちの親は牛を一頭潰すなり、豚を一頭潰すなり、何を潰してもきれいに利用する知恵が生活の中でちゃんと持つていなんです。私のオモニは字も知らなかつたんですが、料理の作り方はちゃんと知つてゐるわけです。それを持って日本に来たわけです。私もトンチャヤン（内臓の意）はすでに戦争中から焼いて食べてました。それを一世の人たちが商売にしたのが戦後です。これが今や日本のレストランの中に広まつたんです。その料理法にもいろいろあります。肉の料理方法が発達していくということを説明したいんです。ユッケ（肉膾—牛肉のさしみ）。ユッケという生肉を刺身にして食べる。あれは実はモンゴル料理です。モンゴルは十三世紀から十四世紀にかけて朝鮮半島を支配した時に、あの料理が根を下ろしました。これと同じ料理がモンゴルの支配した地域には全部あります。西洋に行つたら、タルタルステーキと言われていますが、あれはユッケです。最初から混ぜてありますけど、我々は食べる時混ぜますけど。これはチヨツピヨン（足片—牛の足の煮こごり）、煮こごりで

す。牛の足を煮詰めて固めて。こんな料理法まで確立するというのは、それだけ肉に対する料理方法が知恵として発達していたということです。一見したところ何かわからませんけど、牛の足を煮こごりして、チヨッピョンという料理にした。次に内臓の利用方法が非常に発達。センマイとかミノとかテツチャンとかあります。これは元々日本の伝統的な肉料理にはなかった。在日が焼肉店をする中でこれが広まつていった。日本の代表的な漬物になつてしましましたけど、キムチの種類が非常にたくさんあるということをお見せします。上は高級なポサムキムチ。下はカキが入つてます、カキの塩辛が入つています。いろんな種類がたくさんあるということをお見せします。上が醤油チャンマチ。下はトンチミといいまして、冬に漬ける。これが朝鮮半島の漬物の中で一番古いタイプです。唐辛子は入つてません。これは白菜。なぜこれを見せたか。これがキムチです。ナバツキムチ（水キムチ）。江戸時代一七一年に日本に朝鮮通信使が来ます。日本の江戸幕府はお客様に對してキムチを作つて出しなさいと、この文献を配付します。私、それを持つてます。それによつて作つたらこれです。今はナバツキムチはこれです。キムチにトウガラシを使つた歴史はそんなに古くないんです。日本の方々の講座で講演に行つたら質問されることがある。「先生、朝鮮の人辛いものをたくさん食べられますけど、唐辛子が韓国の人土に合うので昔から栽培されたから食べはるんですか」というのが一つ。「あんな辛いもの毎日食べたら、頭悪くなるんと違いますか」と言うんです。これ二つ目。もし冗談で言ってたら、「あなたの頭が悪い」と言うんですが。そうじゃなくて眞面目に聞かれるから、私は眞面目に答えます。二つとも間違つてます。一つは朝鮮料理は辛いけども、唐辛子は古くからあつたんではなくて、記録でいけば唐辛子は日本から來たんです。日本にはどこから來たか、ヨーロッパから來た。ヨーロッパはどこから來たか、コロンブスが新大陸を發見した時にヨーロッパに持つて帰つて来て、それをアジアに持つて来て、日本の記録でいくと一五四二年に九州の大分県にポルトガルの宣教師が持つてきた記録が一番古いです。そして朝鮮半島の記録では李朝の一六一四年、日本から來たので、倭芥子、つまり日本芥子と呼ぶ

と書いてあります。一六一四年の「芝峰類説」という本にそれが詳しく書かれています。その当時一六一四年、今から二百九十年ぐらい前には辛い味の唐辛子は毒だと言われた。それは日本から来た。これが生活の中で、使われるようになったのはいつからか。一七一五年、今からほぼ一百三十、四十年前の話です。その本に初めて「唐辛子を栽培するならば風通しの良い所に栽培したら、たくさん取れる」と書いています。まだ使の方書いてません。キムチに使つた記録はそれから五十年ぐらい後の一七六六年の本に初めて漬物に使つてます。その漬物の材料は瓜です、キュウリです。コチジャンが広まるのは十九世紀の初めです。千八百年代の初めになつて初めてコチジャンが出てきます。このコチジャンが出てくるのは女性用の百科事典にコチジャンの作り方が載るのです。この百科事典が有識層女性でも字の読める人たちの間に広まつたので、そこから一気にコチジャンの作り方が広まつて、十九世紀の中頃から広まりだします。ただしコチジャンの場合は調味料ですよね。だから何にでも使うわけです。焼き物にも汁物にも。だから料理は一気に辛くなつてきました。我が民族の料理が辛くなつたのは歴史的にそんなに古くはない。二百数十年を古いと見るかは別として、私が質問受けた人にはそれ程古くないでしようと答えることにしています。もう一つ、そんな辛いもの毎日食べて頭悪くなりませんかと。それは人間の食べ物というの人は間の知恵です。知恵がちゃんとそれを見分けます。体で見分けてます。もし本当に辛いものがダメならば、ワサビだつてダメだし、コショウだつてダメだし、芥子だつて皆ダメなんですから皆食べません。しかしそれなりに価値があるということ、体験的にわかつたからそれを使つたわけです。自分が経験して使つてみて、これは使える、使えると思ったから使つてきた。現在の日本だけじゃありませんけど研究が進んでます。今や唐辛子というものは新しく見直される時代です。今日持つて来てませんけど、「ヘルシー・キムチ」という本を去年書きました。そこに詳しく書いてある。なぜヘルシーなのか。キムチがヘルシーなのは唐辛子があるからです。唐辛子の効用はいろいろあります。一つだけ言いますと、ここで私も小さい時そうでしたけど、辛いものはなかなか慣れませんでした。

小さい時はそばに水を置いて、キムチ洗つて食べてたんです。私キムチの話をすると汗ができます。条件反射です。唐辛子食べたら必ず我々体が温かくなつて汗出るでしょう。それがずっと慣れてるから、食べなくても汗出る、話するだけで。汗出るというのはどういうことかと言いますと、体の中にキムチや唐辛子が入りますと、カプサイシン、唐辛子の辛い成分はカプサイシンというんです。辛いものはどうなるのか。体に入つたら刺激をします。刺激を受けたら脳はどう判断するか。危ない、体をどつか傷つけられたと思うんですね、刺激が強いから。人間の体はちゃんと傷ついたら元に戻るようにしてます。元へ戻そうという。元に戻そうとするのをエンドルフインといいます。唐辛子の場合は怪我でないのに錯覚してエンドルフイン出す。そうしますと気持ちがいいんです、癒されるんです。辛いなと言いながら水飲んで、もつと食べようか、気持ちがいいからもつと食べようかとなつてくるんです。これで人間は徐々にそういう辛さに慣れていって、それが一つの癖になる。カプサイシンというのは体温も上げてくれます、血の巡りが良くなる。汗も出してくれます。気分転換にもなります。そういう人間の生活にとつてプラスになるからこそ、これはどんどん生活で広まつた。時間はかかりましたよ。百年程かかった。キムチになるまでは百五十年位かかるんですけど。今、日本でどうなつてるか。キムチがこれだけ広まつてきますと、辛いものはアツという間に好きになつていく。私は一昨年、全国の三千人の学生にキムチのアンケート調査やつたんです。なぜ好きか、どうして好きか。やっぱり辛いというのが好きなんですね。そういう人たちがどんどん増えてくるんです。このままでいつたら、日本は朝鮮半島で百五十年かかつたとこを、二十三年でいつてしまつ。私は日本料理がもつと辛くなると言つています。話をしたかつたのは、唐辛子が我が民族の特徴ある食べ物ですけども、それができてから歴史はそんなに経つてないということをお話したかつたわけです。しかしそれなりにちゃんとした価値があるからこそ、生活を離れないんだと。これを忘れないでくださいね。理由があるんだと。これを見てわかる方いらっしゃるかな。メジユ、大豆で作った味噌玉です。これでテンジャン、

カンジャン作るんです、味噌、醤油を作るんです。そこから分離してテンジャン。次に我々無意識的に食事しますけど、我が民族の食べ物の中には一つの思想があります。宇宙の中で我々が健康を保つには五つの物をちゃんと食べなきゃいけない。色で食べ物を見分ける。赤・白・黄・緑・黒の五つです。この五つがちゃんと偏らないで平等に入つていれば、これは食べ物として健康になるという考え方なんです。こういう料理が仮にあるとします。ちゃんと五食入つてる、色が五つ入つてるわけです。なんとなくカラフルです。韓国料理は非常にカラフルなのはこういうものが入つてるから。クジヨルパン（九折板）、知つてゐる方、手を挙げてください。これは宮廷料理です。ちゃんと理由があります。これには真ん中は白です。八つ器があるんですが、赤同士向かい合つてます。これは黒同士向かい合つてます。これは黄色同士向かい合つてます。つまり色としては五色あります。種類としては九つあります。九という数字是非常に大切な数字です。九つを一つのところに入れ食べる。色とりどり食べるというのが健康だというので、クジヨルパンというのが宮廷料理になつています。これは理由があります。なんとなく入れてあるんじゃないです。ちゃんと理屈があるということです。つまり食べ物に思想が入つてることです。これは陰陽五行といいます。これはチゲです。これだつて、なんとなく色は五色配列させてあります。もちろん我がオモニたちはそんなのを意識して料理作るわけじゃないです。習慣ついて昔からなんとなくいろんな物を入れるとこうなる。結果としては昔のそういう考え方方が伝わってきてる。我々の民族の料理は非常にカラフルであるというのはそういうところです。これもなんとなく串に肉と卵とキユウリとちゃんと五色入つてる（散炙）。我が民族の料理に生野菜のチシャがよく使われる。これはサンチュ、チシャです。サムジャン。野菜を非常によく食べる。非常に積極的によく食べる。これもそうです。次の匙の話我々無意識に日本で食事を韓国式、朝鮮式にしておりますけど、私はいまだに箸だけではご飯を食べられない。小さい時からスッカラというのを使つた、日本で。その習慣でそのままなんですが。民族の料理を理解するにはスッカラと箸

があるという、二つセットであるということを理解しないと料理の理解はできないです。飯床の前に匙の方
が前にあるんです。箸が奥で、匙が手前にあるんです。配列の仕方はこれを前に置くんです。ご飯を食べる
のはこれでいただくんです。液体・汁物は全部匙です。そして箸を使うのは汁気のないものだけです。一方、
我々が生活している日本という国は伝統的に和食は箸だけの民族ですね。これで食事するわけです。すべて
ご飯もおかずも箸で食べる。この違いというのは実は非常に大きいんです。どういう違いか。まずマナー、
食礼に違いがある。我々の食生活はこれでご飯をいただきますから、これをご飯の入ったお茶碗だと考えま
す。家で使う場合はこれで食事しないと食べられませんね、持たないと。しかし韓国に旅行行かれた方慣れ
ていらっしゃるかどうか知りませんけど、本当はこれだけでいただくんです、韓国では我々は。箸を使いま
せん。私が小さい時で、昭和十七年の時に私は京都の大久保にいたんですけど、その時にハルモニが
朝鮮から来た。私がこれでご飯を箸で食べていたら、タバコのキセルでバチッとやられた。見るのがいやだ
と言ふんです。その時何も気が付かなかつたんですけど、要するに箸で食べるご飯の食べ方は怒られたんで
す。それだけ文化が違つんです。マナーが違うということです。年輩の方は知つてらつしやると思いますけ
ど、必ず前にご飯をひいて食べて、最後は少し残すんです。現在、韓国では生活改善運動でそれは無駄だと
いうので廃止してます。田舎に行つたら残つてるそうですけど。しかし僕らの世代が日本ででしたけども、
教育受けた時は残すのがマナーでした。特にお客様で行つたとか、お客様で來た人たちは残すのがマナ
ーです。それはなぜか。道器皿がこれだから。たくさんご飯を入れることができます。たくさん入れて、食
べ残すぐらい入れられる。考え方としては、いっぱい出しました、食べきれないぐらい出しました。食べた
方も、ありがとうございました、残るぐらいありましたと。これがマナーです。儒教のマナーです。しかし
今それは韓国では生活改善運動でなくそういうので、お代わりあつてもいいし食べきつてもいいというこ
とににはなつてます。しかし少なくとも僕らはそれを経験した世代です。その違いはこの匙文化です。匙文化

はそれだけではありません。これはスープです。スープの種類が多くて具が多いというのは、日本のみそ汁とは違うわけです。これがあるからです。これでいただくからです。日本のみそ汁は必ず口に付けていただかなきやいけません。だからそんなに大きな器は重たくて持てないからできるだけ軽くなってるし、しかもお椀になってる場合が多いです。そういう意味で文化が違う。マナーが違うし、器の大きさや器の重さも違つてくる。具材の種類が多い。たとえば味噌仕立てのこんなスープ、醤油仕立てのスープ。上は塩仕立て、下はテンジヤンクン。具の種類が非常に多く考えられるのも、具をいただくのは匙だからです。上はコムタングクン。下はユッケジャンクツ。これも肉も多い。これはクッパツーです。クッパツーというのは汁とご飯という意味です。匙一つでいただけます。箸はありません。これは非常に便利です。集団給食に非常にピッタシです。たくさんのお客さんが来たり、冠婚葬祭で食事をするのにご飯とおかずを出すというよりも、これ一つのお皿で出した方がいい。これはビビンバ。ビビンバこそ、匙でなかつたら食べられませんね。箸で混ぜることも食べることもできない。ビビンバこそ箸文化じゃなくて匙文化です。これはチゲです。チゲを箸で食べますか。匙があるからチゲができるんです。次はチヨリム 煮付けです。これも汁と具とちょっと一緒に食べることができる。こういうメニューが匙文化として成立している。だから我が民族の料理を考える時メニューを考える時に、食べる道具が何であるかということが非常に大きな位置を占めてるということをお話したい。今キムチの話が出ましたけど、滋賀県立大学で滋賀県のあちこちからいろんな相談受けて、皆キムチを作つて、というところがいっぱい来ました。これは高月町というところで、キムチを売つた。ここは草津です。草津でキムチを売つてることです。日本の農家の人たちがグループを作つて、キムチ作りを講習会をやつて、畑で取れた野菜を直接付加価値を高めて、町で売り。成功した例です。自分たちで作つて売つて小遣い稼いでいらっしゃいます。これは高月町というところです。ここでもキムチを作つて売つてます。昨年の秋に政府から四千万円の補助をもらつてキムチ工場を作りました、去年の十月。この写真

は大阪のコリアンタウンです。これで終わりです。そのようなことで十分に皆さんに理解していただけたかどうか知りませんけれど、我が民族の料理はそれなりのちゃんとした価値があるんだ。その価値があらばこそ、例えばキムチにしろチヂミにしろ広まっていくし。今現在大変なものです。冷麺も有名だし、この頃チャンジャ一というものが流行つてゐる存じり？ チャンジャ一という言葉、標準語じゃないですよ。しかしこのチャンジャ一という名前で広がつていつてる。そういう意味で今や韓国料理は非常に人気の料理ですけど、それなりの理由があると云ふことを知つてください。どうも」静聴ありがとうございました。

司会 どうもありがとうございました。チャンジャ一という料理は韓国ではチャンランといいます。それでは続きまして、キムチ作り体験をしていただきます。先ほどお話をいただきました、キムチのほし山会長の李連順様のご指導の元キムチ作りを体験していただきます。今日申し込んでいただいてない方にもお越しいただいてます。大変申し訳ないんですが先に申し込まれた方からキムチ作り体験会場に入つていただいて、それから申し込んでない方に入つていただくことになりますの



でその点よろしくお願ひします。それではこれから会場に移動します。よろしくお願ひします。

第一回 民族教育をみる

パネリスト

李 宗一（京都朝鮮中・高級学校校長）

コーディネーター

仲尾 宏氏（京都造形芸術大学客員教授）

二〇〇四年二月二十七日実施

●民族教育を見る

司会 今日は「チヨゴリときもの」第一回目として「民族教育を見る」を開催いたします。まず、最初にこちら朝鮮中・高級学校の授業参観をしていただき、その後教育の歴史についてお話を聞きます。それでは今からご自由に見学してください。よろしくお願ひします。

—授業参観—

司会 「チヨゴリときもの」は今年で十一回目になりますけれども、一回目から仲尾 宏先生にコーディネーターとしてお願ひしております。今日は民族教育の歴史について皆さんによりわかりやすく説明していただこうと思います。よろしくお願ひします。

仲尾 皆さんこんにちは。今日はこちらにいらっしゃいます、この学校の校長先生のご好意で見学させていただきました。どうもありがとうございます。この学校は皆さんのが見学していただいたように、カリキュラムはほぼ日本の中学校に準じております。校舎も大変立派です。でも私たち日本人が卒業してきました中学校とどこが違うかということですが、お気づきのように朝鮮語で授業をされております。そのことは見学すれば当たり前にわかるのですが、このように日本語で授業していない学校は京都市内にいくつあるか、存じでしようか。朝鮮語で授業している学校はこの朝鮮中・高級学校、それから小学校である

朝鮮第一、第一初級学校があります。舞鶴にもあります。中学と高校を持つてゐる京都韓国学園がござります。それからさらにインターナショナルスクール、京都國際学校がありまして、これは英語で授業していきます。これはアメリカ人、イギリス人だけではなくて、英語で子どもに教育を受けさせてあげたいと思つてゐる親御さんならば、日本人も含めて採つておられます。厳密にいうと、義務教育に引っ掛かる問題なんですねけれど、そういうことも可能なわけです。それからさらにフランス政府の後押しで、京都近辺に住んでるフランス人の子どもたちの学校がもう一つあります。ですから京都市内だけで五つあるわけです。それぞれ朝鮮語、韓国語、同じことですから一々繰り返しません、適当に使わせていただきます。それから英語あるいはフランス語で教えている学校があるわけです。考へてみますと、私たちが海外で長期滞在をしたり海外で定住することになると、そこに日本学校があつた方がいいということが普通の親の思いです。それで世界各地に日本語で授業している日本語学校が実はたくさんあるんです。そのことを考へれば、この京都にいくつかの日本語で授業しない、つまり母国の言葉で勉強する学校があつてもなんら不思議ではない。むしろ京都は世界自由都市宣言をしております。国際文化観光都市とも言つています。そういう所にそのような日本語で日本語の歴史や文化、言葉を知る学校ばかりではむしろおかしいので、これらの学校がある方がむしろふさわしいですね。このよつたな学校がどうして生まれたのかということですが、それをご存じの方もいらっしゃるかと思いますがごく簡単に説明いたします。お手元に「在日韓国・朝鮮人関係略年表」という年表がござります。これは私が『Q&A在日韓国・朝鮮人問題の基礎知識』という本を書いておりましたが、その巻末の年表です。まず一ページの左、一九四五五年日本の敗戦、植民地でありました朝鮮半島や台湾の人々にどつては解放の年であります。その時に一番最後の行ですが、「各地に国語教習所（民族学校）設置が始まる」と書いてあります。これは当時二百万の朝鮮半島から来た人々が日本の本土に住んでおられました。その中、翌年までに約百四十万の人が当然ですが帰国されました。強制的に連れて来られたような方々とその家族の

方々としては一日も早く帰りたかったでしょ。しかしながら少し様子を見てから帰る、子どもが小さいからとか親の面倒が看れなかつたとかいろんな事情で残る人もおりました。そういう人たちにはやがて国に帰るんだから、帰つた時には子どもたちにちゃんと言葉の心配をかけないよう子どもたちに日本にいる間から朝鮮語で勉強をさせようということで生まれたのが国語講習所です。この国語は日本語ではなくて朝鮮語のことなんです。総称して民族学校という言い方もされまして、これも今続いております。ところが一九四八年、二ページ目を開けていただきますと、ここで大変悲しい二つの出来事があります。一つは阪神教育事件。朝鮮人の子は日本学校へ就学義務ありとされる。こういう通達が文部省から出ました。これはなぜかといいますと、国語講習所、民族学校では反米教育、反日教育が行われているんじやないかと、当時日本を占領しておりますと、連合軍総司令部GHQが判断をして、日本政府・警察と合わさつて朝鮮人学校の閉鎖命令というのを出したんです。非常にたくさんの学校が弾圧されました。一斉に閉鎖をしようと。武装警官まで動員して閉鎖にかかりました。それまでの学校は民家を借りたり、日本の学校の教室の一部を借りたりして運営されていましたが、ほとんどが閉鎖されることになりました。京都では約三十近くの学校があつたわけですが、それもほとんど一旦閉鎖されることになつた。そして文部省は今申しましたような通達を出して、あなた方朝鮮人の子どもは日本の学校へ行け、就学義務があるというような見解を出したわけです。したがつてここで一旦民族学校の灯は消えたかのようになりました。またもう一つその年には大変殘念なことに、国際政治、当時冷たい戦争が吹き荒れていたことでありますが、朝鮮半島で二つの国家が成立し、南まず単独選挙が行われて大韓民国ができる。そしてそれに呼応して、その年の秋には北の方で朝鮮民主主義人民共和国が建国される。こういうことになるんです。そのことを受けまして、日本の民族団体も二つに分裂するということになります。それまでは朝鮮人連盟、朝連という一つの組織があつたんですけど、南の大韓民国の成立に伴いまして大韓民国民団、それから北の共和国政府の成立に即しまして朝鮮総連という組

織がまもなく生まれます。そういうわけで日本にあります民族学校も二つの団体の系列に分かれざるを得ないということになる。それで同じ言葉で教えているんだけど、この朝鮮学校の方は朝鮮総連という民族団体の影響、提携のもとに学校が運営されている。そして韓国学園の方は民団の方の組織と共に運営していくということが始まつたわけであります。日本の文部省の政策はもういつべんひっくり返ります。一九五三年を見てください。この年はそれまで足かけ三年に亘つてありました朝鮮戦争の休戦協定が調印された年でもあります。この年に文部次官調達がまた出まして、韓国・朝鮮人に義務教育の就学義務なしとされるということなんです。先ほど、四十八年の時には朝鮮学校を閉鎖させるために全部日本の学校に就学義務があると言つたんですが、この五十三年になると今度は就学義務がないということになつた。これはその前の年一九五二年にサンフランシスコ講和条約が発効して、日本が独立を回復したことと関係があります。つまり日本の公立学校、小・中・高校は日本人の子供のための学校であつて、外国人の子供は義務教育の対象外であるから収容しないということになつたわけです。そうすると在日朝鮮人・韓国人の子供は行き場を失う。日本の学校へ入ろうとすると、学校長のそれぞれの許可があつて初めて入ることになるんです。行つたとしても、日本の学校ですから日本語の教育を丸々100%受ける。民族教育というのは、私はやっぱり言葉と歴史と文化とこの三つを母国の言葉で習うということによつて子供たちはその国の教育を受ける。だから日本人の我々は気が付かなかつたけれども、百分百小学校から少なくとも中学卒業までの義務教育の間で日本人としての民族教育を受けてるわけです。ところが在日の子供たちは韓国・朝鮮の歴史、言葉、文化を日本の学校では習うことが全くできません。そういう状態の中でもともかくお願いして日本の学校に入れてもらうという、そういう立場に立たされたわけです。そこでそういう立場に対し危機感を持った保護者、お父さん、お母さんたちがもういっぺん自力で民族学校を復興しようということを願わされて、そして再び民族学校があちこちでできるようになりました。それから今日京都で申しますと、一つの韓国学園と三つの朝

鮮学校が生まれたということのもう一つの契機になると思います。新しく生まれた民族学校、伝統からいえば四十五年から引き継いでいるわけですけれど、日本の学校、私たちが卒業した学校と一番大きな違いは教育内容のことは別にしまして、学校教育法第一条による学校、我々が義務教育を受けてきた学校、小学校六年、中学校三年、そして高等学校三年がその上にのつかるわけですが、その学校ではないんです。後に学校法人を作つて各種学校の扱いとなりますけれど、そこで一番大きな差は何かというと、国庫補助がゼロなわけです。日本の公立学校は国庫補助が約五十%出ます。京都府や市の自治体がそれぞまた補助をします。そういうわけで授業料は中学卒業までただです。教材費の一部だつて出でる。ところが一条校でないこの学校は全くそれがありません。京都府と京都市はやり繰りして少し援助をしていただいておりますが、それでも一人当たりにすると京都府・京都市を合わせた各種学校である朝鮮学校や韓国学校に対する補助金は日本の学校に比べて約八分の一です。するとどうということになるか。非常に授業料が高くなるか、あるいは逆に教職員先生方の給料が極端に安いか、あるいは維持費捻出に非常に窮するかということになります。これは現今までそのまま続いております。いろんな運動の成果があつて、自治体の方でもある程度お金を出していただいているんですけど、それでも八分の一ですから非常に学校運営が困難な状況にあるということは変わりがないと思います。そういうわけですから、学校運営のお金が足りないところは保護者の在日の方々のお父さんお母さんの寄付によつて賄われるということになります。あるいは在日の方々の経営されている会社からの寄付ということになります。そういうふた学校に関する寄付ですから、これは当然免税措置があつていいというように考えられます。現に日本の私立の学校に寄付したりします。例えば同志社大学であるとか立命館高校であるとかに寄付をしますと、それは損金勘定、寄付金の特別の免税措置を受けられます。だから会社でうんとお金が儲かつた、自分の出身校に寄付しよう。その分は税金の対象にならない。ところが民族学校はその寄付金の対象にもならない。いまだにそなんです。だから益金勘定になりますから、寄付したとこ

ろでその分は税金の対象としてみなされる。こういう不利が今も続いております。そういうことがあって、生徒の皆さんも学校の先生方も大変表情は明るいんだけど、実は経済的には大変な苦労をされてるということがあります。その次は一九七〇年、大阪市教育委員会当該年度学校教育指針中に外国人教育の項目を入れると書いています。皆さんもご存じのように、京都、大阪、兵庫は在日韓国・朝鮮人の果住地域であります。特に大阪は非常に多いです。生野区へ行くと四人に一人が在日韓国・朝鮮人ということです。そういう所の子供たちがやむを得ず日本の学校に行つてゐる。あるいは仕方なく行つてゐる、あるいは当然のこととして行かざるを得ない状況にあるわけですが。そういうことになると、一切在日の文化や歴史あるいは言葉、そういうものに学校が触れないでいることはかえって不自然なわけです。一つのクラス、一つの学校の中で日本人の子供よりも在日の子供の方が多い学校が大阪の生野区ではいくつかある。京都でも二割三割が在日の子供であるクラスや学校は今でもあるんです。ただ問題はその多くの子供たちが自分たちの本名を名乗ることができないでいる。日本の社会で親御さんは暮らしでおられるわけですが、いろんな仕事のことでの名前で仕事をせざるを得ない。家庭でも言葉はほとんど日本語である。そしてそのまま学校へ行きますから、子供たちは日本語の名前、通称名を名乗るということになる。本名を名乗つてゐる子供たちは日本の学校へ行つてゐる人はほぼ一割五分から二割です。そういう中では子供たちは十分自分の生まれ育ち、自分が在日で生まれたということを先生にも友だちにも明かすことはできない。そういう矛盾を抱えて成長するわけです。そういうことではやはり子供の成長、つまり学校の先生にとつては言い方を変えると、うちの子供が日本人であるか在日であるかに関わらず、その子供の可能性を最大限に伸ばしてあげる義務があるわけですから、それが計られない。それで大阪市教育委員会では外国人教育の項目をこの年に入れるということになりました。京都市はだいぶ遅れましたけれど、今から十七年前に京都市の公立学校の外国人教育基本指針というものを作りました、在日韓国・朝鮮人をはじめ日本の学校で学ぶ外国籍の子供たちの文

化的な自主性をその子供たちはもちろんのこと、日本の学校に行つてゐる日本人の子供にもちゃんと教えなきやいけない、そういうことがようやく取り組まれました。学校によつて先生の熱意如何によつてそういう教育委員会の方針が出ても実行されないところも往々にしてあるわけですが、とりあえずは日本の学校でも在日の子供たちがいる、その子供たちについては平等に教えるだけではなくて、その子供たちが在日として自分の本名を名乗ることができるような学校に変えていかなければいけないだろう、そういう取り組みが今も続いております。あまり私の話で時間を取つてはいけませんので先へ進みますが、年表の二三二一ページです。

一九九七年大阪で開催の国民体育大会で在学者に限定されていた外国籍選手が卒業後も参加できるようになつた。在日の子供たち、民族学校の子供たちのスポーツについてもいろんな制限がありました。今のことではありますと、一つの例は今ダイエーホークスの王貞治監督、彼は中国籍です。彼は高校時代に早稲田実業で高校時代から野球のトップスターだつた。ところが日本国籍がないということで国体、国民体育大会に出られなかつた。あるいは在日でいいますと、プロ野球選手では張本とか新浦とかたくさんの名選手がおりましたが、全部出られないというようなことであつたわけです。その他細かいことについては学校沿革という別の冊子の方に年表がありまして、そこにもかなり後になつてからでないと朝鮮学校のスポーツ大会に対する参加資格が認められないということが述べられています。具体的に申しますと、一九九〇年に初めて京都府高校総体に参加できました。同じ年京都府の高体連が大阪府の高体連と共に全国大会参加予選を兼ねない府内の大会参加を認可ということになつてまいりました。今年は全国の高校のサッカー大会に出場するということができるてきたわけですが、非常に遅いですね。そういうようなスポーツの世界に国境や民族はないといいますけれど、そういうところにもいろんな壁が立ちはだかっていたということがいえます。一九九八年を見ましょ。日本弁護士連合会、日弁連が政府と国会に対して、民族学校卒業生の国立大学受験資格と寄付金の助成等について勧告書を送付しました。これは具体的には二〇〇三年、昨年に一定の解決を見ました

けれども、これも非常に大きな問題がありました。多くの私立の大学は徐々に民族学校卒業生を受験をさせることを認めておりましたけれど、公立学校はかなり遅れた。国立学校に至つては、文部省、今の文部科学省の直接の監督指揮下にありますから勝手にそれを認めるということができなかつたわけです。そのためには国立大学を受験しようと思えば、まず定時制か通信教育制の日本の高校に在籍する。そして大検を受ける。大学受験検定ですね。そしてそれで初めてその後に京都大学なら京都大学を受験できる。こういう三段階を経なきやいけなかつた。後、その状況は緩和されましたけど、大検だけがまだ残つていたわけです。このことについては、いきなり入学を認めるんじやなくて、受験資格を認めるだけのことでしょう。それは学力次第ですから、この学校の高級学校を卒業して京都大学に入るか京都工芸繊維大学に入る能力があるか、それはその実力次第です。ところが学校の種別でもつて区別していたのはおかしい。そういうことが日弁連を通じて要望されたわけです。もう一つは先ほどの寄付金の助成の問題です。免税扱いにしないということ。これを撤廃するという運動が起りこりまして、昨年の一番最後の国立大学の受験資格について文部科学省は欧米系および韓国学校などの受験資格を認めるが、朝鮮学校については個々の大学が受験生の申請により許可の判断を行つと決定いたしました。これは文部科学省は最初は欧米系の学校の卒業生については既に〇一四したんです。それはとんでもないアジア人差別だという声がほうはいとして起つた。それで文部科学省も方針を改めざるを得なくなつて、中国系の学校、韓国系の学校については国立学校への受験資格を認めることにしたんです。ところが朝鮮学校は認める中には入れなかつた。個々の受験生の申請、例えばこここの卒業生が京都大学を受験する、あるいは京都教育大学を受験しようと思うと、大学センター試験を受験する時に同時に各大学の学長宛に個人申請をして、そして受験をするという許可通知が来たら初めてその大学センター試験を受けること自体が有効になつてくる。こういう回りくどい方法を取らねばならなくなつています。これは文部科学省の言い分では、朝鮮学校がどういう教育を行つてあるかということについて確認する方法がな

いと。これが言い訳なんです。ここに見学に来て、皆さんと同じように見学したらすぐわかるのですが、それをやる気がない。これはやはり国交が樹立していない。そういうことがもう一つの論拠になつてます。もし将来日本と朝鮮民主主義人民共和国、北朝鮮が国交を樹立すれば、そういう論拠は飛んでしまいます。非常に形式・論理を振り回してゐるに過ぎないんですが、残念ながら現在のところそういうことで終わつております。あまり時間がありませんのでやめますが、この学校を卒業して日本の大学へ進学する人は非常に多いです。大学そのものよりも大学院が先に門戸を京大や東大をはじめ開いておりました。私の知つてゐる人は神戸の朝鮮学校を卒業して、先ほど言つたようなまわりくどい方法で京都大学理学部に入つて、さらに東京大学の大学院の理学系へパスしたという人もいらっしゃいます。ですから学力的には朝鮮学校、韓国学校が見劣りするということはあり得ないという一つの証拠だと思います。そこは熱心な先生方の指導によつて、日本の高校卒業生と変わらない卒業生が普通にいるということなんです。朝鮮学校、韓国学校の卒業生といふといろんな意味で特別じゃないかと思いますが、少なくとも学力については今申しましたような人も出ておりますから特に遜色がある教育だと私は思えません。もう一つは後ほど皆さん方からの質疑に応じて就職のことなどもお話を出ると思いますが、私は最近一つ感動したことがあります。それはこの京都に在日のお年寄り七十五歳や八十歳、八十五歳という在日のおじいさん、おばあさんが一人で生活できなくなつた、介護が必要になつてきていて。そのためには在日の二世、三世の人たちがデイケアセンターを作りました。そして毎の間だけですけれどデイケアサービスを行つてゐる。あるいは訪問介護をされてゐる。それはハラボジ、ハルモニのおじいさん、おばあさんの一世たちの辛酸をなめた苦労に対して子供として孫として報いたいという、そういうことから始めておられます。このお年寄りたちが大体平均年齢八十歳を超えておられますから、もう言葉は日本語を時々忘れてしまう。ちゃんとした応対はできるんだけども、感情的な表現になると日本語ではできなくて、自分の幼い頃のお父さんお母さんから受けた母国の言葉、朝鮮語。

韓国語でしか訴えられない。そうすると、その世話をする人は朝鮮語・韓国語が自由にできないとダメですね。現にそれをやつておられます。私は三週間前ですか、たまたま私の大学に韓国から短期研修生が来てまして、私が担当してました。そこでそのディケーセンターへ十数人連れて行つたんです。するとおばあちゃんたちの出身地が今の韓国の領域である済州道とか慶尚南道です。そういう所の人が多い。その学生たちの大学も慶尚南道にあつた。すると故郷から孫が来ててくれたみたいだと言つてとても喜んでもらつたんですね。いろんなゲームをしたり一緒に食べたりして遊びましたけれど、そのお世話をされてる方が在日朝鮮人の女性の二世四十代から六十代にかけての人でした。おそらくその人々はこの学校の卒業生が大半だったんじゃないかと思います。つまりもうその人たちも自分も孫があるような人です。あるいはまだ孫のない人もいるかもしれません、ちゃんと朝鮮語、韓国語でおばあさんたちのお世話をしたり、韓国人の学生にいろいろ説明をしたり、きちんとやつておられたんです。つまりいうところのバイリンガルです。日本語と朝鮮語、韓国語はごく普通にできる。そういうふうに育つておられて、四十になつても五十になつてもそれを忘れておられない。もちろんこれは家庭での教育の問題もあると思いますけれど、家庭でも話されているという習慣もあるんでしようけどごく普通に話しておられました。大変うらやましかつたです。私は今から一生懸命勉強してもとてもそれはできないだろうし、英語だってとてもじゃないがそういうバイリンガルではありませんから本当にうらやましく思つた。この学校で学ばれたことがちゃんと四十、五十、六十歳になつても活かされて、しかもそれが親の世代に対する大変な親孝行に役立つて。そして日本の中で一つの在日の文化が有効に活用されてる。そしてその事によつておじいちゃんおばあちゃんも喜んでもらうと同時に、自分たちも役に立つて嬉しいとそう思つておられるに違いないと思つて大変感動しました。そういうわけでこの民族学校や卒業生に関わつてはいろんなお話を、校長先生もこちらに来ておられますし、お聞きいただいたらと思います。韓国学園についても校長先生をはじめ関係者の方が来ておられますし、韓国学校は今年

の四月一日から先ほど申しました一条校に転換されます。そうなるとどこが違うかというと、日本の高校の、あるいは中学のカリキュラムと同じカリキュラムに完全に一致しなきやいけなくなる。もちろん部分的には可能なんですけど、教える言葉が基本的に日本語でなくてはならないということなんです。これは大変苦渋の選択だったと思いますが、とにかく財政的に国庫補助を得ようと思えば、それしかないというのが今の方法です。いろんな苦しい状況をどちらも抱えておられるわけです。ともあれ京都で韓国学園、朝鮮学園、インターナショナルスクールやフランス系の学校などがあつて、本当の意味で世界自由都市にふさわしい環境が関係者の方々の大変な熱意と努力で維持されてることは日本人である私や皆さんにとつても誇りに思つていいことじゃないかと思うんです。そういう場所が少なくともある。存在すること自体が私は意味があると思っております。国際関係は何も外国だけにあるんじゃない。日本の国内でも京都でも国際化を実現するような環境作りが必要なわけですが、その一つとしてこういった民族学校の存在意義は大変大きいものがあると思つております。大変簡単ですがおおざっぱな歴史を申し上げました。それではこの後校長先生にバトンタッチしていただきます。よろしく。

李 京都朝鮮中・高級学校、校長のリ・ジョンイルと申します。今日は本当にお寒い中本校にお越しいただき有難うございます。本校においては、只今、貴重なお話をいただいた仲尾 宏先生を始めとして、多くの方々から平素いろいろなご支援をいただいております。この場をお借りして心から感謝の意を表したいと思います。今日本校の教育の一端を見ていただきました。高級部の授業も見ていただければよかったです、高三は卒業準備で抜けておりました。高一は本校卒業生たちの経験談を聞くための課外授業に出ております。そのような訳で中級部だけの授業になりましたが、このあと、クラブ活動なども見ていただければ生徒たちの素顔や学校としての取り組み等をもつと解つていただけるんじゃないかと思います。クラブ活動について

簡単に説明すれば、全国大会に出場したサッカー部、私学大会優勝のバスケット部、そして卓球部などがあります。

また、民族的な特色をいかした声楽部、吹奏楽部は京都府のコンクールで度々「金賞」をいただいておりますし、民族舞踊部は毎年のように「民族の文化にふれる集い」や色々な地域のフェスティバルや文化祭などに出演し、交流の輪を広げるのに一役を買っています。クラブ活動は盛んですし、皆さんには後ほど見ていただけれどと思います。

本校は昨年度、創立五十周年を迎えた、それを記念して十一月三十日に本校初めての公開授業を行いました、学校全部の授業を見ていただきました。約三百名の日本の方々が来られまして、その時の感想文には、これからもどしどしこういう場を持つてほしいとのご意見を沢山いただきました。本日またこういう機会を持てまして、本校教員や生徒たちは若干緊張しておりますが、このように多くの方々に見てもらえる、また学校に来てもらえる事に関して、実際とても喜んでいます。自分たちをただアピールしたいという事だけではなく、やはり仲良くしたい、こういう気持ちを本当に持っているんです。五十年という月日が流れ世代も交代しました。私は在日二世ですし教職員たちも皆日本で生まれ育った二世、三世です。本校生徒たちは三世、四世ですし、初級部低学年や幼稚園児にはすでに五世までいます。私の父は生前、強制連行の生き証人としていろいろな場で語る機会があつて、私もよく一緒にその話を聞きました。そういう父親を持つて、また父親の志しを感じて私も教職の道に入ったわけなんです。私だけではなく、本校の保護者、生徒たち皆が何らかの背景と志を感じて学校に送り、学校で学んでいるわけです。高い授業料を払つて、それも目の前に中学校、高校があるのに、また宇治、城陽からも通うし、中には舞鶴から寄宿舎に入つて、ここで学んでおります。本校教職員もそのような歴史的背景と志しをしつかり認識し、父母の要求と期待に応えるために、生徒たちをどのような人材に育てるのかを考え、いろんな困難も乗り越えて必死に頑張っております。私たちが

生徒たちをどのような心を持つた人材に育て、また今後も育成して行くのかについて申しますと、やはり自分の民族の言葉、文化、歴史を学び、それに誇りをもてる子。そして、それによつて周りとの違いも知り、認識して、周りの相手の方々も認められる、そういう共に生きる力と申しますか、共生できる力を持った子供たちに育てたい。私たちは日々そのように取り組んでおります。本校の生徒は、自分たちが在日三、四世だけれど、なぜ日本に住んでいるのか、なぜ祖国は二つに分断されているのか。昔は国がなくて祖父母たちは本当に苦労苦労で他国で息を引き取りました。また最近は情勢の渦巻きの中でチマチヨゴリを切られたり暴言を吐かれ、心に傷を負いながらも子供たちは明るく育つっています。生徒たちは、自己の言葉、歴史、文化を知り民族を愛する気持ちを育むと共に、周りとの調和を図れる力を持っています。だから自分たちが生まれ育つた京都に愛着心を持つていますし、朝鮮半島との関わりが深い歴史都市、文化都市、国際都市である京都で自分たちが何らかの関係を持つて貢献したいとの夢を持つている子供たちが育っています。また本校では、特に朝鮮半島と日本が位置する北東アジアの平和の問題に力を入れています。私たちは生徒たちに、朝鮮半島の統一が北東アジアの平和において緊要な問題であるのは言うまでもないが、日本、中国、ロシアも含めて全世界が注目している政治、経済、文化圏である北東アジアの平和を担っていくのが君たちであつて、今日日本の学校で育つている生徒たちなんだ。だから京都から本当に近隣仲良くして、今はいろいろな問題はあるけれど力を合わせて平和な地域を作つていこう、君たちがそういう人間になろう、橋渡しになろうと言つています。本校の教員たちはこのように子供たちに民族的、文化的アイデンティティーを持つた眞の朝鮮人、国際人としての資質と実力を兼ね備えるための教育に取り組んでいます。

仲尾先生からのお話にもありました。創立五十周年を迎えた昨年はとても意義深い年になりました。国立大学受験資格の問題も、民族学校とインターナショナルスクールとの間で新しい線引きがなされた事は正直残念に思つてゐる部分もありますが、国立大学八十三校中、六十三校から七十校が個人の資格で認定した

ことは前進だったと思います。サッカー部も高体連の公式試合に出るようになつて八年目にして、京都府内七十八校の代表として全国大会に出ることが出来ました。私たちが全国大会に出たとか受験資格が得られたという喜びもありますが、生徒たちが本当に喜んでいます。以前のようにダブルスクールして大検を取つて、学校のクラブもやつて勉強し受験するという二重三重の負担から開放されたという事もありますが、何よりも喜んでいるのは日本の社会、国際社会で皆一緒にスタートラインに立てた事、夢を持つてチャレンジ出来ることなんです。学校創立五十周年という節目の年に、五千名の卒業生も喜んでおりますし、全生徒、保護者にとつても良い年になつたと思つております。民族教育の諸権利のためにご支援、ご協力を頂いた皆さんにこの場をお借りしてお礼を申し上げます。カムサハムニダ。

次に、民族教育における今後の課題について述べたいと思います。一つは子どもたちの民族性を守り高めるための教育をより強化して行くことです。民族教育の性格、世代交代が成された事、また日本にいるからこそもつと大事だと思います。これは、また国際化に逆行するのではなく、眞の国際化を推し進め国際人を育てるのに重要なことです。そのために本校では、言葉、歴史、地理を始めとして自分をもつとよく知るための教育をやっていこうという事です。民族性といえば、知識的な面もありますが、習慣、礼儀作法、チャンダン（リズム）等も課外授業を含めて取り組んでいくつもりです。二つ目は同胞、保護者の要求に答えることです。保護者もほとんどが一世、三世で中等教育、高等教育を受けています。保護者たちは同胞社会は勿論、これからもつと国際社会、日本の地域社会に進出できるようにしてほしいというニーズを持つています。このような要求に答えるためにも第一に教員、がもっと努力し資質を高めること、第二に教育内容を充実することです。教科書も皆さんに見てもらいますが、この三年間を通じて初、中、高の教科書を改編しますし、民族教育が始まつて以来約十年周期で改編しています。我々が自立的に編纂委員会を作り、日本の教育の趨勢を鑑みながら作成しております。第三に進路の問題です。今年度の大学進学率は東京にある朝鮮

大学校、日本の国公立、私立を含め約五十%です。専門学校、海外留学も含め進学率は七十五%になります。この三つの要求を満たすために更なる努力をするつもりです。

もう一つは今後、日本の学校、日本の方々との交流を一層深めて行きたいと思います。

諸般の権利については先ほど仲尾先生からお話をいただいたので省きたいと思いますが、これからも皆さんにもっと朝鮮学校のことを知つていただきたいと支援をいただきたいと思います。やはり歴史的な見地からもそうですし、在日が歩んできた歴史もそうです。人権的な見地、国際化を推し進めていく立場からも我々がもつと情報を発信していく努力を惜しまないつもりです。最後に社会環境と申しますか、これは日本の学校も皆同じです。今道を歩いているだけでも金槌で叩かれたり、刺されたり、心痛いのは池田小学校、京都でも宇治をはじめとして事件が起こっています。子供というのは一度傷を負つたら一生引きずるんです。これほど胸の痛いことはありません。いろんな小さい暴力を受ける、言葉一つでもそうです。それで子供たちはずっと引きずつてなかなか立ち直れない部分が多くあります。朝鮮学校を取り巻くきびしい情勢もありますが、これからも朝鮮学校にどしどし来ていただきたい、お互の理解と友情を深めていきましょう。本日は本当に有難うございました。

司会 ありがとうございます。それでは最後に生徒達のクラブ活動を見学しながらそのまま終了とさせたいだときます。今日はお越しにありがとうございました。

第三回 在日の年金は？

パネリスト

丹羽 雅雄氏(弁護士)

金 淳榮氏

周 貞子氏

コーディネーター

仲尾 宏氏(京都造形芸術大学客員教授)

—1004年3月13日実施

● 在日の年金は？

司会 皆さん、こんにちは。ただ今よりコリアンサロンめあり「チョゴリときもの」最終回になります「在日の年金は？」を始めさせていただきます。このコリアンサロンめあるいは過去一回、二回にご参加いただいた方にはご説明申し上げたことがあります。去年の四月から韓国民団京都府本部、朝鮮総連京都府本部、こちら財團法人京都市国際交流協会、三団体が主催で国際交流事業を進めていく上に、その根本的なものとして在日の歴史や在日の文化についてもつと理解した上で他の国際交流事業にもつと広げていったらどうかなどという共通の認識のもとでコリアンサロンめありを立ち上げました。今年度のコリアンサロンめありの最後の事業としまして、「チョゴリときもの」を開催いたします。本日はその最終回としまして「在日の年金は？」を開催する運びとなりました。まず本日の出演者の方をご紹介いたします。まずお一人目が過去十年間「チョゴリときもの」にコーディネーターとしてご出演いただきました仲尾宏先生です。そしてお二人目が大阪から来られました弁護士の丹羽先生です。そして今日ゲストとしまして、原告団長としまして金珠榮様にお越しいただいております。そしてまた大阪から来られました、年金問題の家族の思いとして語っていただきます周貞子様です。皆さまのお手元の資料の中に質問・ご意見用紙があると思います。この質問用紙に本日のパネリストの方のお話を聞いていただいたい後で質問とかご意見とかありましたら、ここにお書きください。休憩時間の間に



こちらから回収しますので、それを元に後の質疑応答に移りたいと思います。それでは早速始めたいと思います。先生、よろしくお願ひします。



仲尾 宏氏

仲尾 それではただ今からフォーラムを始めます。今日はこの問題のいろんな成り行きについて大変詳しい弁護士の丹羽雅雄先生に来ていただいております。一人の当事者にも来ていただいております。そこで私がコーディネーター役を務めさせていただくのですが、いろんな年金に関わる詳しい問題については丹羽先生、そして当事者の思いはもちろん当事者から聞いていただくのが一番いいわけとして、私の出番があまりないんですけど、京都の事について申し上げますと、昨年から在日の年金問題については新聞・テレビなどを通じて皆さん方に少し関心を持つていただいているんじやないかと思います。と申しますのは、在日の方々については高齢者の年金が支給されていない。障害基礎年金についても支給されていない。それは国籍条項と申しまして、日本国籍がないためということがその最大の理由です。その事につきまして、これは不当であるということになりました。もちろんこれは許される判決ではあります。もちろんこれは許される判決ではありません。それで、京都地方裁判所で裁判が行われました。残念ながら昨年八月の判決では裁判所は当事者が大変困っていることはよくわかるけれども、これは国の立法措置の問題だから京都地方裁判所としては何とも言い難いという、そういう判決が出て敗訴ということになりました。もちろんこれは許される判決ではありませんので、すぐに金沢榮さんをはじめとする原告の方は今大阪高裁に控訴されています。もう一つの高齢者の問題につきましては今年になつてからですが、昨年来のいろんな準備を経て丹羽先生などがいろいろ支援していただきて、今日原告のお嬢さんであります周真子さんが見えておられますか、やはり大阪地方裁判所に

その支給を求めて提訴をされたという段階が一つあります。こういった年金につきましては、いずれも国の方針に沿わるものですが、同じ地域の住民としてそのような無年金状態の市民をそのままにしておくことはできないということから、全国各地の都道府県や政令指定都市などで独自に予算を組んで支給をするという動きが現在も多くではございませんが、ある程度出てまいりました。京都では京都市が数年前から高齢者につきましては月額一万円、障害者については月額三万六千円の給付金を支給するということに踏み切っておりまます。現在その該当者は二〇〇三年度で申しますと、高齢者が三百九十一人、約五千四百万の給付金。障害者については五十二名、一千六百五十万という支給金が京都市の単費から出されております。京都市、これも京都府民として放置できないではないかということで、一昨年来京都府にいろいろ障害年金あるいは高齢者年金の支給を求める当事者の方々が中心になつて運動を進めて来られました。そして昨年京都府が動いていくという動きを作るためには京都府議会で決議をしてもらう必要があるんじゃないかということを考えまして、府会議員の方々に働きかけて十一月に全会一致でこの二つの在日に対する年金の給付を京都府としても取り組むという決議をしていただきました。その結果、今年になつてからまだ詳しい要項は決まってないんですが、精神障害者を含む障害者と高齢者に対して、総額七千五百万円の予算を組むことが決まりました。金額は高齢者は月額五千円、障害者については月額一万八千円、いずれも京都市の半額ですが、京都市などのようにすでに実施をしている市町村についてはその上乗せの形で支給をするということが決定されております。大変ラッキーな時期だったんです。と申しますのは、今月になつてからですか、例の丹波町のニワトリ騒動が起つてます。もしこれより後だつたら、おそらくこれは実施できなかつたんじゃないか。あの騒動で京都府は約九億数千万円かの予算を支出しなきやならないことになつたので、その前だからこそ七千五百万円という金額はわずかですが、ともかくも予算を取らうということを知事が決意したようです。ニワトリには大変悪いんですけども、先に在日の方々の給付の決定が出たということはまだしもラッキ

一なことではなかつたかと思つております。それはともかく、この問題は今申しましたように在日の方々の人権の問題であります。その人権がどのように阻害されているというのにはやはり国籍の問題に関わつてゐることです。お手元にいろんな資料がいゝておりますが、一枚目に「在日韓国・朝鮮人の人権と国籍、生活権を中心」といふ年表風のものが付けてあります。年金の詳しいことは後ほど丹羽先生にすべてお話をいただくことにして、国籍のことについてかいづまん流れを申し上げます。この中には在日の方々もたくさんいらっしゃるので、もちろん当事者ですからよくおわかりになつてることだと思います。しかし日本人の側にとつてみると、時々私は学生などに聞いてみるんですが、「あなたはどうして日本国籍持つてゐるんですか」と聞いたら、皆ポカんとしてるんです。つまり国籍というのは空氣や水と同じようなものだと思っていて、なんで自分が日本国籍者であるのかということはよく自覺しないんです。しかしながら、これはちゃんと国籍法と

在日韓国・朝鮮人の人権と国籍 —生活権を中心—

1910～1945・8.15	・大日本帝国臣民 本土居住者には参政権・生活保護権あり。 ・植民地には適用されず。戸籍も別戸籍でその編入は認められず。
1945～1947・5.2	・参政権停止。外国人登録令施行。・GHQ、国籍の二義性の見解。
1950	・現行生活保護法制定。外国人には準用とされる。・新憲法施行
1948	・大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国建国、分割固定化。
1952.4.28(以下この年)	・サンフランシスコ条約発効。在日の日本国籍剥奪が通達で出される。 ・外国人登録法公布。・恩給法他13法で戦後補償が開始されるが、旧植民地出身者は戸籍法の該当者ではないとして一律排除。
1950～1955	・住宅金融公庫法、公営住宅法、住宅都市整備公团法、地方住宅供給公社法など適用条項により外国籍者の入居、融資を拒否。
1958	・国民健康保険法施行、86年まで外国籍者が加入出来ない自治体あり。 被用者保険(健保組合など)は加入可能。
1959	・国民年金法施行、国籍条項あり。1982年まで加入不可。
1961～1971	・児童手当等3法施行、1982年まで外国籍者は対象から除外。
1979	・国際入権規約批准。住宅関係4法のほか、改善されます。
1982	・難民条約批准。住宅関係4法、国民年金法など改正、加入可能。 (なお厚生年金など被用者年金は46年制定時より加入可能)。

★戦後補償は13の法により、すでに日本国籍者に対しては約40兆円が支払われ、まだ支払続行中。

台湾と朝鮮半島出身者で戸籍法の適用を受けない者に対しては200万～400万円の一時金支給。

★戦後補償で国籍、戸籍条項がないものは原爆被曝者関係のみである。

いう法律がありまして、日本の場合は現在のところ父または母が日本国籍者であれば、その子は日本国籍となると、こういう法律の文言によつて決まつてゐるわけです。これは父または母という親の問題に還元しますから、これを血統主義と申します。アメリカなんかはそうじやなくて、生地主義といいまして、アメリカで生まれた者は人種や民族を超えてアメリカの国籍・市民権を取るということが可能な法律になつてます。これは国によつて違うんです。日本の場合は韓国や北朝鮮からの場合、北の共和国の場合はいずれも血統ということが中心になつて出来上がつております。韓国や北朝鮮の詳しいことは私はよく存じませんが、およそそういう事だと聞いておりますので、もし間違いがあればまた訂正していただいたらいいと思いますが、そのような仕組みになつております。問題は日本が朝鮮半

1 高齢外国籍市民福祉給付金支給事業

(1) 目的

昭和61年4月1日の基礎年金発足時に既に60歳に到達していたことにより、国民年金を受給していない外国籍市民に対して、国が制度化を図るまでの過渡的な施策として、福祉給付金を支給する。

(2) 支給対象者

- ア 大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日以前から日本国内で外国人登録を行っている者で、現在、京都市内において永住又は特別永住資格により外国人登録を行っている者
- イ 大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日以前に外国人登録を行っていた者で、昭和57年1月2日以降に日本国籍を取得し、現在、京都市において住民登録を行っている者。

(3) 給付金額 月額10,000円

2 外国籍市民重度障害者特別給付金支給事業

(1) 目的

国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日前に20歳に達していた等の理由により、障害基礎年金等を受けることができない重度の障害を有する外国籍市民に対し、その福祉の向上を図る目的で、特別給付金を支給する。

(2) 支給対象者

次のすべての事項に該当する方

- ア 京都市内在住の外国籍市民若しくは外国籍であった者
 - イ 重度障害（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A）のある者
 - ウ 昭和37年1月1日以前に生まれた者
 - エ 昭和57年1月1日（基準日）現在日本国内で居住地登録を行っていた者
 - オ 基準日前に重度障害であったか、基準日以降重度障害になった者で、その障害の発生原因となった傷病初診日が同日前に属している者
 - カ 障害基礎年金等障害を支給事由とする公的年金を受給していない者
- なお、所得制限等があります。

(3) 給付金額 月額36,000円

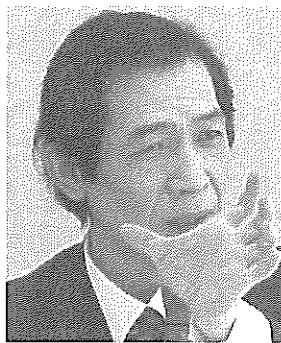
島を植民地支配をした、そういうことに問題が関わっております。一九一〇年から四十五年の八月十五日まで朝鮮半島や台湾にいた人々は民族に関わらず一律に大日本帝国の臣民として処遇されました。そのため徴用、徵兵という問題も含めて様々な不利益がのしかかつてきましたわけですが。この人々については、戦前は同化と差別という二つの原則が適用されていたと思います。同化というのは、おまえたちは民族は朝鮮人か知らんけれども大日本帝国の臣民であつて天皇の赤子である。その中で日本に渡つて来られた方、いわゆる強制連行の方々を含めて日本の本土に渡つて来られた方については参政権を認める、生活保護の権利を認める。そういうことがありました。つまり本土へ渡つて来た人については同化をさせるということがありました。ところが植民地であります朝鮮半島、台湾では日本の法律は一切適用されておりません。朝鮮総督府、台湾総督府のもとで天皇の勅令の支配体制が敷かれておりました。従つて参政権も生活保護権もなかつたわけです。戸籍は私に言わせれば、血統調べ以外の何の役にも立たない差別的な代物だと思いますが、日本本土で生まれた日本人については日本戸籍、朝鮮半島で生まれた者については朝鮮戸籍、台湾についても台湾戸籍。別戸籍にする。朝鮮半島で生まれてすぐ日本にやつて來ても、日本の戸籍には編入しないということで差別をしておりました。これが様々な所で戦前だけでなく、戦後も影を落としてまいります。例えば四十五年の敗戦の後、日本政府は旧植民地出身者に参政権の停止をします。当分の間停止するという決定を出した。その根拠は戸籍法の適用を受けない者についてと言つてゐんです。つまり日本の戸籍法の適用を受けない朝鮮半島、台湾出身者の参政権は停止する。そして四十七年五月一日新憲法施行の一日前に外国人登録令を施行しまして、朝鮮半島、台湾出身者は全部これにもとづいて登録しなさいという命令を出したわけです。その当時G.H.Qは旧植民地出身者の国籍は一方では解放国民であるが、他方では旧大日本帝国臣民という敵国民であるという二義性があるというような判断をしておりました。この時点ではまだ決定的に日本国籍を失うということは決めようがなかつたわけです。ところがその間、外国人登録令が出て、後にこれ

が法律になります。この法律はご存じのように「外国人の公正な管理を目的」とするという法律でありまして、外国人の人権を守るという法律では全くございません。これが指紋押捺とか、常時携帯義務とか、様々な形でその牙をむいてまいりますけれど。ともかくもそういう令が施行されました。そして五十年に現行の生活保護法が制定されましたけれど、その時に外国人つまり潜在的に外国人とされた旧植民地出身者の人は生活保護は準用するとして、権利の問題ではなくなってしまったんです。それから四十八年の朝鮮半島分断を経まして、五十二年サンフランシスコ条約が発効いたします。この時、当時の法務府の民事局長が通達を出しました。旧植民地出身者はすべて日本国籍をなくしたものとする。こういう見解と通達を出した。国籍法の規定によつて変えたんじゃないんです。単なる局長の通達によつて、本人の意思を聞くことなく変えてしまつたということが事実であります。ここが今日の在日の方々の国籍問題に関する第一の出発点となります。この結果、様々な不利益が出てまいりました。サンフランシスコ条約との関連でいいますと、その発効と同時に日本政府は戦争中に戦争を行つた兵士、あるいはその遺族、徴用された人々に対して恩給法を復活する。あるいは遺族年金法等十三の法律を作つて戦後補償を始めました。なぜならば赤紙一枚で戦地へ行つて亡くなつたり、あるいは重い障害を負つて帰つて来たわけです。それは政府が補償する義務があるということで補償を始めたわけです。ところがこれも戸籍法の適用を受ける者に限ることを条件付けまして、在日の方々、台湾出身の方々は全部対象外としてしまいました。下の方にも書きましたように、その十三の法律によりまして日本国籍を持つてゐる該当者はすでに四十兆円の支給が支払われてゐる。毎年三兆円から四兆円の予算がそのために組まれております。ところが台湾出身者 朝鮮半島出身者については二百万ないし四百万の一時金で終わり、一回切りで終わりつつあります。こういった戦後補償で国籍条項あるいは戸籍条項を付けることがいかに旧植民地出身者に対する差別であるかということは火を見るよりも明らかなわけですが、日本政府の側には全然そういう自覚がなかつたんです。ただ唯一国籍条項

がないのは原爆被害者についてだけです。在日の方で長崎、広島でたくさんの被害を受けて、今も被爆の重い症状を持つておられる方がおられます。この方々は日本国内におられる限りにおいては健康手当を受けたり、無料で医療を受けたりできるんです。国籍条項ありませんから、韓国や北へ帰られてもそれは可能なんですが、韓国にいる間は医療を受けても日本政府の補助を受けられないことになっています。日本に来たら受けられる、そういう不便なことが今も続いております。それは余談ですけど、戦後補償についてはそういうことでした。五十二年の四月一十八日以降様々な生活権が侵害されたわけですが、例えば住宅金融公庫の融資を受けようとしても受けられない。公営住宅や公団に入ろうとしても入れない。つまり外国籍者の入居や融資を拒否するということがずっとまかり通つておりました。国民健康保険についても八十六年まで自治体によつては外国籍者が加入できないということもあり得たわけです。そんな中で五十九年に国民年金法が施行されましたけど、これも国籍条項があつて在日の方々を始めとする外国籍者は入れない。八十二年の法改正までは入れないということになった。これが今日の在日の高齢者無年金問題の発端であります。そんなことがいろいろ続きまして、戦後の在日の方々の日本社会での生活は、在日の方々はよくよく身に沁みてご体験のとおりとてもひどい状態が長年続いていたということがはつきりしてまいりますが。それはこのような様々な国籍条項、戸籍条項による差別が続いていた。ところがその事を多くの日本人、私も含めてですが、あまりよく知りませんでした。在日の方々が仕事がない、教育も十分受けられないことの他に、こういった年金とか健康保険とかそういうところからも阻害されているということは多くの日本人は気が付かずにはいたんです。私もそつだつたんです。私が初めて気が付いたのは在日の方に接する前のことです、あるアメリカ人たちと付き合つていた。すると彼らは外国籍ですから、自治体によつては健康保険に入れない、公団住宅に入れないと、様々な差別を受けてるということがわかつた。すると日本に当時七十、八十万おられた在日の方々はどうなのが。やっぱり同じでした。そこで愕然としたんです。アメリカ人で日本に住んでる

人は今でも四万人ぐらいしかいない。しかも永住する人はもつと少ない。在日の数十万の人々は永住する人々でしょう。そういう人々に年金も健保もないのは一体どういうことだと初めて気が付かされた。今から三十年ぐらい前の話ですけど、そんなことがありますました。そういうたひどい状態がなんとか改められるのは一九年の国際人権規約の批准、八十二年の難民条約の批准、この二つの出来事を通じて法律の制度、運用上外国籍の人々に大変な不利益を与えていたものを改善するという動きが出てきました。その理由はけしからんことに、在日の方々がそのようなひどい待遇を受けてるということを日本政府が認めたからではないと私は思つております。なぜかというと、難民条約の批准がその契機だからです。難民条約に基づいて、日本はインドシナ半島からその時で約八千名の難民とその家族の方々を受け入れることになりました。するとその方々は日本に永住することを日本政府は認めるわけですから、その方々が日本人と差のあるような社会システム・社会保障では通用しないわけです。日本人並みに年金も保険も住宅も全部与えられ加入できるということではなければ難民を受け入れることにならんのです。そこで政府は慌てて法改正を始めたということがありました。そしてその結果、部分的にその後年金に加入することができ、健康保険についても全員加入ということもありまして、やっと加入が在日の方々について合法的に認められるようになつた。こういうことなんですね。どこも在日の人に對して申し訳なかつたということじゃないんです。そこに私は日本社会の一員として大変恥ずかしい思いを今もしておりますが。そのことの結果が今日の在日の高齢者並びに障害者に対する大変な差別条項となつて現在も残つてるとのことだと、私は思つております。私自身ももはや定年をとつてしまつて年金生活者です。やっぱり年金があることが大変な安心です。私の身内でも重い障害を持つた者がおりますが、これも障害年金を受けてるからこそ私がそれほど経済的負担をすますに済んでるんです。この二つの年金がなければ、私と私の家族は今大変な目にあつてたと思います。そのことが実は在日の人々、今日の当事者の方々にはもうに降りかかるつてるんだということを改めて感じますと同時に、一刻も早くその

是正に取り組まねばならない。気がついた者が声を上げなければならない。そういう思いからこの数年間在の方々の二つの運動についていろんな場面でお手伝いをしてきました。というのが、私の今日にいたる気が付いた出来事と状況です。これから後は具体的な年金の問題について制度的な問題が関わってまいりますので、そのことについては私はこの辺りで終わりまして、丹羽先生の方にお話を伺いたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。



丹羽 雅雄氏

丹羽 丹羽でございます。よろしくお願ひいたします。私の方のレジメがありますので、レジメと資料を見ながらお聞き願いたいと思います。私は在日韓国人の亡くなられましたけど、チョン・サンゲンさんという方の戦後補償裁判を約十年やつてきました。この方は一九四二年に濟州島から徴用されまして、マーシャル諸島のウォッゼという島で日本帝国の海軍の軍属として働いて、爆撃によって右前肘切断という重症を負った方です。

先ほど仲尾先生からの報告もありましたが、こういう日本の軍隊に勤務した軍属の戦後補償に関して一九五二年の四月三十日に公布・施行された戦傷病者戦没者遺族等援護法という法律があります。この法律は五十一年の四月一日に遡及して適用する法律なんですが、先ほどの紹介通りこの法律にも本文の中に「日本国民に限る」という国籍条項があります。同時に附則というのがあります。四月一日に遡及適用しますから、在日は、五十一年の四月一日から四月二十八日まではまだ日本国籍です。先ほどありましたように、一片の通達によつて四・一九通達といいますが、四月二十八日サンフランシスコ講和条約発効と同時に日本国籍を喪失させた。四月一日から二十八日まではまだ日本国籍です。よつてあえてこれを排除するために戸籍条項というのを設けるわけです。要するに「戸籍法の適用のない者は当分

の間、この援護法を停止する」。これを戸籍条項といいます。五十一年の四月二十八日までは戦前の植民地支配の時は戸籍登録は内地人と外地人と分けて、内地人は戸籍法の適用です。外地人である朝鮮の人、台湾の人、南樺太の人、今はサハリンといいますが南洋諸島の人、これは戸籍令、勅令で登録しますとなるわけです。よつて五十二年の四月二十八日までは戸籍条項で排除するという論理を使つわけです。私は裁判を十年やりました。本来日本人であれば、右前肘切斷がありますと毎年三百万円の年金がもらえるわけです。死ぬまでもらうわけです。チヨンさんは亡くなられましたけど、日本人であればおそらく七千万～八千万近く障害年金をもらつていくわけです。これほどの差別はないじやないかと裁判をやつたわけですが、裁判所は憲法十四条「法のもとの平等に違反する疑いがある」、また国際的な人権規約（自由権）というのがあり、二十六条「法の前の平等」同じような規定ですけれど。それに違反する疑いがあるということころまでは言うけれども、しかし日本国民の感情がありますとか、予算をちゃんと付けなくちゃいけませんとか、国際的な情勢を考えなくちゃいけないということで、国会の法律に任せますと判断しました。これを立法裁量といいます。裁判は結果的には棄却となつたわけです。その後、弔慰金法という法律ができまして、野中広務さんが国会議員を辞められましたけど、あの人が随分尽力されたのですが。この弔慰金法は障害を受けた在日韓国人は、四百万円一時金だけ払いましょう。遺族の方は二百六十万円払いましょう。今年の三月三十一日で受付は終わりなんです。役所に貼つてありますでしよう。それだけなんです。計算上十分の一もいかないのですね。チヨン・サンゲンさんは残念ながら亡くなつたんですね、裁判の途中で。彼の遺族はどこにいるかというと、濟州島なんです。妻と子どもがいたんです。彼は断腸の思いで妻と子どもを捨てて来日した方なんですが。その遺族の人は二百六十万円もらえるか。もらえません。なぜか。その遺族は在日する遺族でなければならないからです。ここでもまた排除された。私はだから十年間裁判をやって、戦後補償問題何にも解決してない。私に突き刺さつたトゲはまだ抜けてないんです。その中で実は旧植民地出身者在日一世の戦い、

運動ということで、今日お話する在日の旧植民地出身者・高齢者から年金裁判を相談されました。私はチヨン・サングンの裁判の一つの流れの中でこの裁判を非常に重たい裁判でありますけれど、一世の裁判でありますから受けとめようということで、昨年の十一月原告五名ほぼ八十歳を超えておられる原告の方であります。いずれも戦前日本に渡日された方達が原告です。八十歳を超える原告。チヨン・サングンさんは七十四歳で亡くなりました。その人たちの思いをどう私は、時間が限られますから短い間に集中的に勝利に向けて戦うのかということです、これから頑張つていいたいと思います。前置き的な話になりましたが、時間があまりありませんのでレジメに戻りまして年金の問題を少しお話をしたいと思います。そこで戦前、戦後の年金制度の概要ということなんですね。戦争前、日本国家は

旧植民地出身者への年金差別の構造 —旧植民地出身高齢者の年金補償裁判を通して—

一、「国民年金法」(1959.1.1.施行)

戦前及び戦後の年金制度の概要

1 戦前～1945年まで

- ① 1940年 船員保険法
- ② 1942年 労働者年金法(44年厚生年金保険に改正)

→いずれも被保険者は日本国籍者のみ

2 1945年～1952年4月28日まで

- ① 1945.11.28 連合国最高司令官覚書「雇用方針に関する覚書」→「同等の権利保障」
- ② 1946.1.10 厚生省令2号→被用者年金制度から国籍要件が撤廃
- ③ 1952.4.28 旧植民地出身者の日本国籍喪失(通達に基づく)

→その後の社会保障立法における国籍条項の存在

3 1959年1月1日施行の国民年金法と国籍条項

- ① 国民生活の安定、国民の共同連帯(§1)
- ② 日本国に住所を有する20歳以上60歳未満の日本国民(§7)
- ③ 通算年金則則法の施行

→原生年金と国民年金との相互通算調整によって「国民皆年金」の理想を達成する

→しかし、国民年金のみ国籍条項

4 1982年改定法

- ① 1965年 日韓条約時の国民年金の適用拒否(日朝交渉の課題)

- ② 1975年 ベトナム難民とサミットーフランス・ルモンドの日本批判
「難民政策と朝鮮人差別」

③ 1982.1.1 難民条約の発効

- (1) 当初厚生省は、同一待遇条項の留保を考えた(橋本大臣)
- (2) その後、岡田大臣が条約加入の決断

④ 国民年金法の国籍条項の撤廃

- (1) 但し、20歳をこえる障害者、60歳以上の高齢者は「福祉年金」が支給されない
- (2) 経過措置をとらず、附則5条で不適及

5 1986年改定法(基礎年金制度の導入)

年金制度を持つております。どういう年金制度かといいますと、労働者を対象とする年金制度です。一九四〇年に船員の保険。一九四二年には労働者年金法といつて働く人たちの年金があつたんです。公務員の場合も共済年金というのがあるんです。これはセットですけど。一九四四年敗戦間際になってくるわけですが、現在の厚生年金法という名前には変わって現在に至るということです。戦前は労働者年金法はいづれも国籍条項がありました。日本国籍に限る。在日は、一九一〇年以降韓国併合条約によって条約の効果として帝国臣民にさせられたわけです。だからこれは国籍条項、日本帝国臣民であれば適用しますということなんです。戦後はどうか。レジメに戻りますが、戦後は日本はGHQ連合国最高司令官のもとで占領統治に入るわけです。連合国最高司令官見書というのがあります。

① 「合算対象期間（カラ期間）」措置

→但し、年金額には反映しない

② 60歳を超えるものは一切の経過措置をとらず排除

二 旧植民地出身者に対する年金差別

1 日本国籍者への経過措置

1966年 小笠原

1972年 沖縄

1994年 中国帰國者

2000年 拉致被害者

→保険料免除期間や追納

→いずれも「自己の責任によらずして年金を受給できない人」

2 旧植民地出身高齢者に対する一切の排除

→「自己の意思によらず日本国籍を喪失した人」

3 納税義務は国籍を問わず居住者

三 恵法14条法の下の平等違反、国際人権社会権規約（2条3項）、自由権規約（26条）違反（1979年以降）

四 旧植民地出身高齢者の年金補償大阪訴訟の経緯と今後の方針

1 裁判の内容と経緯

2 今後の裁判方針（大阪地裁法廷1009号）

第1回 2004. 2. 4 AM10:00

第2回 3. 17 AM10:30

第3回 6. 23 PM 1:15

第4回 8. 25 AM10:00

第5回 10. 13 PM 1:15

第6回 立証へ

3 裁判の拡大と運動した運動を

五 旧植民地出身者の年金補償を求める運動は、日本の戦後債務、植民地支配清算の問題であると同時に、日本と東アジアを通じた「多民族・多文化の共生社会」創造の問題である。

以上

国民年金法
(制定時の条文)

- 昭34.法律141号
- 1959(昭34) 4.16公布
- 1959(昭34) 11.1施行
- 1961(昭36) 4.1
被保険者施行

第一款	四月半金(第三十七七一第一)
第二款	四月半金(第四十二一至第一)
第三款	四月半金(第四十九九二第一)
第五節	前項による支拂金多、即ち年金 金及び母子年金(第五十三 五十六八十五)
第六節	拾付の制度(第五六九条第一 七十三条)

第二回 紅茶年々の特別支給（第八十九本）
卷一節八十三集

第五章 挑撥離間(第八十四条) 第六章 罪用(第八十五条—第一百一十一条) 第七章 言叢的詐騙(第一百一十二条) 第八章 捷則(第一百二十二条—第一百四十二条) 第九章 則則(第一百一十二条—第一百十四十二条)
附則

（四）四年会議の問題
第一回、国民全般の問題は、日本国宪法第二十一条に規定する理念に基づいて、政治的、経済的、社会的、文化的、精神的生活の安寧と、政治上、經濟上、文化上、精神上、思想上、宗教上の問題が、國民の共同幸福を達成せしむることを目的とする。この問題は、政治上、經濟上、文化上、精神上、思想上、宗教上の問題が、國民の共同幸福を達成せしむることを目的とする。

国籍条項は敗戦になつてGHQの覚書があつて、それが受けた厚生省は国籍条項を撤廃する。労働者年金に関しては国籍条項がGHQの指令によつて存在しない。これは現在もないわけだ。うに、一九五〇形を取つて、当から。それから

GHQの覚書
があつて、そ
れを受けて厚
生省は国籍条
項を撤廃する
と。労働者年
金に関しては
国籍条項がG
HQの指令に
よつて存在し
ない。これは

(本報讀書會の別冊文庫)
著者：高橋義典
題名：五代に於ける地主と金主
出版社：明治書院
価格：一元
頁数：八十八
出版年月：明治三十一年十一月
本文の誤記にあつては、その誤記にて改めた。本文の誤記にて改めた。
著者：高橋義典
題名：五代に於ける地主と金主
出版社：明治書院
価格：一元
頁数：八十八
出版年月：明治三十一年十一月
本文の誤記にあつては、その誤記にて改めた。本文の誤記にて改めた。

（略）

現在もないわけです。労働者年金制度は国籍条項がないわけだけれど、先ほど先生がおっしゃられましたように、一九五二年四月二十八日よく考えたら朝鮮戦争真っ直中です、この時に日本は主権を回復したという形を取つて、当時在日する旧植民地出身者を日本国籍から喪失するという形で排除するわけです、市民社会から。それから沖縄を米軍に譲り渡す、統治権を譲り渡す。同じ年です。こういう時代状況の中での、旧植民

地出身者の日本国籍喪失という政策をとつて、

それから日本は戦傷病者戦没者遺族等援護法というのがまずできるわけです。四月三十日です。

あの時には「本則、日本国籍に限る。ただし四月一日から二十八日までは日本国籍だから戸籍条項で排除する」。ここから始まって、あらゆる

社会保障立法を含めて、参政権も含めて、国籍

条項というのが入つてくるわけです。私からい

いますと、一九五二年体制というのはいわゆる日本国籍者を中心主義の国家法制度をここで確立した。戦後の法の骨格は五十二年体制にあると

いうのが、私の考え方の基礎にあるわけです。そこで五十二年から七年後、国民年金法というものが作られます。皆さんのお手元の資料の、

条文を見ても法律というのは市民にわからない

ようないかに作るかというのが法律官僚の手腕でございまして、弁護士でもなかなかわからない。いずれにしても見づらいんですが、五十九年の四月十六日公布十一月一日施行の国民年金法の第一条というのを見ていただきたいんです。第一条はこう書いてあります、「日本国憲法」十五条の一項、「すべての国民は健康で文化的の最低限度の生活を営む権利を有する」という。今日は時間がないから申し上げられませんが、この憲

第三章 老弱年金

(支給対象)

第五十一条 老弱年金は、次の各項のいすれかに該当する者が六十歳に達したときに、その老病に支給する。

一 保険料未納期間(納付された保険料(第九十六条の規定により徴収された保険料を含む)以下同じ)に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ)が二十五年以上である者

二 前者に該当しない者であつて、保険料未納期間が十年以上であり、かつ、その保険料未納期間と保険料免

除期間(第八十九条又は第九十条の規定により納付すべきを要しないものとされた保険料に係る被保険者期間のうち第五十四条第一項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除したものと含算した期間をいふ。以下同じ)とを合算した期間が、二十五年以上であるもの

(被保険者の適用除外)

第一項 この法律は、昭和三十四年十一月一日から施行する。ただし、第二章、第七十四条、第七十五条及び附則第四条から第八条までの規定は昭和三十五年十月一日から、第七十六条から第七十九条までの規定は昭和三十六年四月一日から、附則第三条第一項の規定は公布の日から施行する。

附則

法もマッカーサー草案では「すべての人間は法のもとの平等である」と書いてあつた。「外国人は平等に法律の保護を受くる権利を有する」と明文の外国人保護条項があつた。日本の官僚は優秀で、G H Qと渡り合つて全部カットして、今のように人権の冒頭、国民の権利義務というふうに当てて、日本国民たる要件は法律でこれを定めるという国籍条項を先ず冒頭に持つてきて、あとに憲法条項をよく見たらわかりますけれど、すべて国民は平等であつて、すべて国民は個人として尊重されるという国民の国民のための憲法条項という形を取つてゐるわけです。意図的です。憲法ですらそうなんです。そこで二十五条の生存権、文化的最低限度の権利という二十五条を申し上げましたけど、それを受けて日本国民の生活の安定のために日本国民の共同連帯のためにこの法律を作るという国民の年金制度という形を取つたわけです。私は国民という言葉をなくしたい。市民、住民の年金制度にしたいというのが私の思いであります。ここから五十九年の年金法というのが出発するわけです。そして五十九年の第一条の目的、同時に七条を見てください。この国民年金の被保険者、要するに保険を受領できる人は日本国内に住所を有するなど、二つの要件があります。日本に住んでる人で、かつ日本国民でなければならぬ。二十歳以上で六十歳未満で日本に住んでいる日本国民なんですね。ところがもう少し考えますと、例えば日本国籍者がブラジルにいるとします。これはダメなんです。日本に住んでなくちゃいけない。海外日本人はダメなんです。日本に住んでる日本人なんです。日本に住んでる在日はダメなんです。なぜならば、日本国民に限るから。そういうことになるわけです。こういう規定で国民年金法が出発しまして、二十歳以上六十歳未満の者が被保険者で、保険料は基本的には拠出型といいまして保険料は払わなければならない。払うためには二十五年以上、二十歳以上六十歳未満だからその間二十五年以上保険料払いなさい、これが拠出型です。これを原則とするわけです。ところが、当時実際に年金を払うのが六十一年四月一日から始まりますからその時なんですが、当時五十歳を超えてる人がいるわけです。こういう人については例外的に特例措置を設けます。五十歳だつたらあと十年しかないでしよう。こういう

人はどういうことかというと、あなたたちは被保険者になれません、ただし、あなたたちが七十歳になれば無拠出でお金を払わなくて特別に老齢福祉年金という無拠出のお金を払わなくていい年金を与えましょ。これは日本国籍で日本に住んでる日本国籍者だけです。そういう制度を取ったわけです。これは無拠出の老齢福祉年金ということなんです。ここで旧植民地出身者は国籍条項、日本国民に限るという形の戦後の二年体制の一連の流れの中で、旧植民地出身者を社会保障立法からも完全に排除した。ここから始まるわけです。その後八十二年、先ほどお話をあつたように難民条約の問題がある。実はその前に一九六五年というのがある。日韓条約が締結されます。日韓条約の締結の時に、時の韓国政府はこの社会保障関係の問題について国民健康保険、国民年金について在日する旧植民地出身者たちにちゃんと適用せよという加入要求をしてるんです。当時の日韓条約の交渉に当たった日本政府側はこれを拒否したという経過がある。これが六十五年なんです。それを受け、ベトナム難民が先ほど挙がりましたように、国際的な流れの中でサミットによつて日本も先進諸国であるという形をとつて受け入れざるを得ない、よつて一万人は受け入れましょという意をするわけです。そこで難民条約も批准する必要がある、国際的な世論があるから。難民条約には国籍に關係なく社会保障的な制度についても内外人平等の適用をしなければならないと書いてあります。ご存じの通り、日本は条約を批准すると、憲法、条約、法律、政令、命令となるわけです。地方の政治は法律の横に条例というのがあります。条例は地方の政治、地方自治体は自治体の独自の判断で条例が制定できるわけです。国の政治、地方の政治は対等平等です、その範囲内において。法律よりも上位でしょ、条約は。だから本来は、法律を変える必要がある。この段階で国民年金法の国籍条項というのは一旦は撤廃されるわけです。ただこの時も厚生省内部で議論がありまして、まず初めは橋本龍太郎さんが当時厚生大臣になりました。厚生大臣は、やっぱりこれは国籍条項をはずしちゃうといろんな問題が起きるから、難民条約の社会保障の部分の内外人平等部分は留保するべきじゃないかと。留保というとどういうことかというと、難民条

約を批准してもその条項部分だけは日本には適用しないということです。それを橋本龍太郎、当時厚生大臣は一生懸命言つた。最終的にはその後変わつた園田厚生大臣が、これはおかしいと。難民条約を受ける限りは全部適用されるべきだと、よつて決断して国籍条項を撤廃した。撤廃すれば、本来ならば今まで排除された人については元に戻つて遡及してちゃんと保障しなさいというのが基本です。ところが日本政府はちゃんと巧妙に考えるわけです。何を考えるかというと、確かにその時から以降は国籍条項をはずします。ただ從来から無年金の人については過渡的に特別の措置をすることはしません、従前通りのままにしますという、あえて附則というものを設けて適用しないという形を取つたわけです。お手元の資料にこういう資料があります、今言つてるのを聞いてても年金制度はわからないようにわかりますから難いんですが、これを見ながら聞いてもらうとわかりやすいと思います。今のように八十二年国籍条項は撤廃されましたが、しかしその時点では隣に金さんおられますけど、二十歳を超える障害者は障害福祉年金を支給しませんよ。それからその八十二年段階で六十歳を超えてる人も老齢福祉年金を適用しませんよ。三十五歳以上の人、空期間というのをその時設けなかつたから、この人もダメということです。簡単にいえば、八十二年は国籍条項を撤廃したとしても、二十歳を超える障害を持つてる方、六十歳以上の老齢の方は年金を支給しません。従前のままですとやつたわけです。その後八十六年にもう一回改定があります。八十六年というのは、今までには国民年金というふうになつて厚生年金と別枠だつたんですが、これを一本にしたわけです、基礎年金といつて。年金制度を一本化して国民年金のベースに二階建で、その上に厚生年金をのつけるという、そういう制度に変えたわけです。その時も旧植民地出身者については国籍条項は撤廃されましたが、二十五年以上の支払期限があり、年金を拠出できない人々がいた。その期間を空期間といふんですが、正式には合算対象期間といふですが。この空期間を認めようと。実際の期間は払つてないけど空期間として認めようとなつたんです。ただし空期間を認めても、この期間は年金の金額に反映されないわけです。実際に払つた

阪訴訟はこの大
形で現在に至
つているわけ
です。私の大
障害者、これ
は障害基礎年
金は支給され
ません。一九
八六年当時六
十歳を超えて
る高齢者、旧
植民地出身者
も老齢福祉年
金をあげませ
ん。こういう
ことは、この基
準で計算する。
空期間は反映され
ない。よって短い人は短い分の計算した金額しかもらえないとなり
ました。ところが私が原告で今裁判をやつてるのは、一九八六年当時六十歳を超えてる人、この人は元々保
険の対象じゃないでしょう。この人はこの時何の経過措置をとらないで排除した。結論的に言いますと、皆

さんのお手元の資料の右の上に書いてあるように、今の国民年金法はこうなつてるんです。八十二年当時二
十歳を超える
障害者、これ
は障害基礎年
金は支給され
ません。一九
八六年当時六
十歳を超えて
る高齢者、旧
植民地出身者
も老齢福祉年
金をあげませ
ん。こういう
ことは、この基
準で計算する。
空期間は反映され
ない。よって短い人は短い分の計算した金額しかもらえないとなり
ました。ところが私が原告で今裁判をやつてるのは、一九八六年当時六十歳を超えてる人、この人は元々保
険の対象じゃないでしょう。この人はこの時何の経過措置をとらないで排除した。結論的に言いますと、皆

在日韓国人・朝鮮人などの外国籍住民の
障害者・高齢者が、なぜ無年金なのか？

[1] 「国民年金法」創設発足時

1959. 11. 1施行（1961. 4. 1改出制施行）

- ① 「日本国内に居住する20才以上60才未満の日本国民は、国民年金の被保険者とする」（7条）
→在日外国人や在日外国人は加入できない（国籍条項）
- ② 1959. 11. 1時点
* 20才以上の障害者（1級）には障害福祉年金を支給（81条）
* 70才以上の高齢者
* 1961. 4. 1で50才をこえる者が70才に達したとき
老齢福祉年金を支給（80条）（いずれも無勘定）
- ③ 老齢年金の受給資格（25年納入）の期間短縮（76・78条）

※1961. 4. 1で50才をこえる者は被保険者としない（74条）

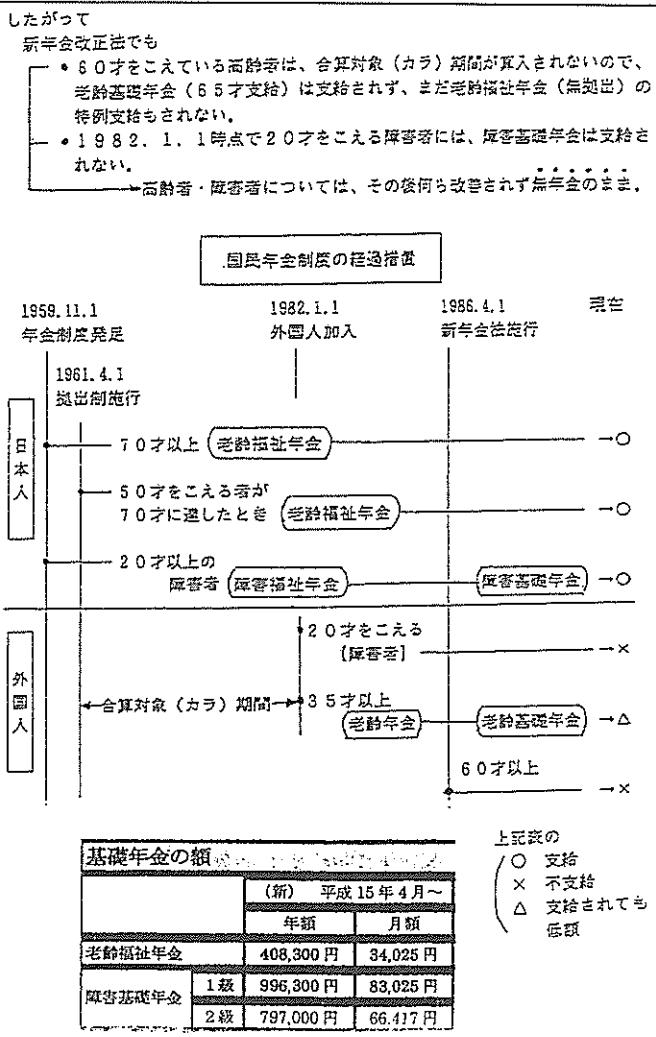
[2] 1982. 1. 1 韓民条約発効「内外人平等」——年金法改正

- ① 在日外国人も年金加入（強制加入対象）「日本国民→者」に改正（7条）
(在日外国人について)
② 82. 1. 1時点で20才をこえる障害者には障害福祉年金が支給されない。（時点主義なので、それ以後母化しても支給されない）
③ 35才以上は加入しても、受給資格期間（25年納入）が60才までに足りないから、老齢年金が支給されない。
④ 年金に加入できない高齢者（60才以上）には老齢福祉年金が支給されない。

[3] 1986. 4. 1 新（基準）年金法施行

- ① 在日外国人で、国籍要件で加入できなかつた期間（1961. 4. 1～1981. 12. 31）を合算対象（カラ）期間として被保険者期間に算入（附則8～5～10）、ただし60才未満の者で永住許可者
② 60才をこえ65才未満は任意加入（5年）できる（附則21～5）
(国籍条項には関係ない)

中の旧植民地出身の高齢者のこの無年金の裁判をやつてゐるわけです。大体昨年で七十七歳以上の人たちは無年金。三万五千人くらいおられると言われてます、全国で。ところが今私は旧植民地出身者の排除の論理を言いましたが、日本の国籍者については非常に細かい手当をしています。例えば一九六六年に小笠原が日本に復帰します。一九七二年に沖縄が日本に復帰します。この時でも彼らは自分の意思に基づかないで年金が払えなかつた人でしょう。一九九五年は中国から残留して日本に帰つて来た人たち、この人たちも自分の意思によつて払わなかつたわけじゃないです。自分の意思には関係ないです。つい最近は拉致家族、この人



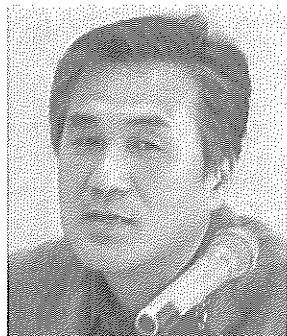
たちも自分の意思に基づかないで払えなかつた人たちです。国民年金法というのはそもそも居住要件と日本国民であるのがセットでしよう。小笠原の人たちは以前は切り離されました。沖縄もそうです。中国に住んでいた人、拉致家族の人たち。いずれも日本に来れば、その時点で特別措置を設けて払つてない年金部分を国が補助する、国が代わつて払うという制度をとる。追納といって、本来は追納できないんだけど、一部少額拠出していいよと。こういう日本国民であれば、居住要件を緩和して特別措置を取つて保護する。ところが旧植民地出身者は一貫して排除する。よく考えたら、日本国籍者への特別措置で非常に優遇するのは、いずれも自己の責任によらないで年金の受給ができなかつた人です。旧植民地出身者はどうかというと、自己の意思によらないで日本国籍を喪失した人でしよう。いずれも自己の意思によらない人たちです。旧植民地出身者は排除し続ける。日本国籍の人で、自己の意思によらないで年金が受給できない人は手厚く保護する。これが自国民中心主義、日本国籍中心主義以外の何があるんでしょう。まさしくこれが自国民中心主義の政策だということです。私たちはこういう差別政策、旧植民地者を意図的に排除していくた、現在も排除を繼續しているこの法律の構造というもの憲法十四条、一九七九年に国際自由権規約、社会権規約を日本は批准していますから、ここも内外人平等ですべての人は社会保障において平等に権利を受けると書いてますから。これを受けて、今の国籍条項は違憲、違法であると裁判をやつてるわけです。国は何を言つてるかというと、まだ国の具体的な主張はないんですが。大体京都の裁判でも、長期間納付を必要とする国民年金制度は非常に特殊な制度である、長期間の年金の納付ということを言つてゐる。在日してゐる人には在日してゐるわけでしよう、何十年、今五世の時代です。長期間なんか論外です、理屈に合わないです。もう一つは、一般的な外国人への社会保障適用の立法裁量論。一般的な外国人には社会保障は基本的には国の政策の問題で、広範な裁量だから適用するかしないかは自由ですという考え方です。しかし、在日は、一般的な外国人じやないんです。大阪の訴訟はあえて裁判所から求釈明がありました。当方が釈明したのは大阪訴訟はあえて旧植

民地出身の高齢者の原告に絞りますと。法の差別構図はそこを意図してきましたから、これを突くといふことで一般的の外国人を対象にしない裁判です、私たちの裁判は。だからといって、旧植民地出身者以外の外籍の人を排除する意味では全くありません。差別の構造の本質を突くためにあえて絞りました。だから大阪訴訟はそこに絞り込んでいきます。旧植民地出身高齢者の無年金がいかに違法、違憲であるかということに絞つていきます。裁判の流れ等は全国連絡会というのが作られまして、そのニュースの中に詳しく書いてあります。第一回弁論が開かれて、次は三月十七日です。裁判所と進行協議を二回もやつてゐるんですが、裁判所は第一回の裁判の時に、この裁判は一年で中途を付けたいと言いました。普通弁護士は、これは拙速すぎるじゃないかと考えるんです。しかし、在日高齢者八十歳を超える人が原告である、時間を常に意識しなくちゃいけない、こういう裁判であるということを裁判所は私の目から見ると理解したかと思います。弁護士としては大変なことなんですね。一年で結審まで持つていかなければなりません。すべてを主張・立証する必要がある。実は書面を書いて主張すると述べましたが、それは全部決めました。今日は詳しくは申し上げられませんが、三月十七日に午前十時半に法廷一〇〇九で裁判を行うわけですが、今私が準備書面を一生懸命書いています。概要部分です。今私が大枠話しました、そういうような主張を書面化して陳述する予定です。次に六月二十三日、八月二十五日、十月十三日、ここまで決まりました。十一月以降は田中宏教授に今言つた差別の構造というものを具体的な国会の議事録も含めて、いろんな資料を含めて証人として証言してもらおうと考えています。一番裁判のポイントはその次なんです。すなわち被害の実態、いかに被害の実態に迫れるか。裁判はそうしなければ、また京都の裁判所のように立法裁量に逃げようとなります。これをいかに逃げないでこちらに引きつけるか。それは被害の実態に迫れるかどうか、これがポイントです。私たちはそこに今から意識し、平行しながら、そういう方向で頑張つていきたいと思います。最後にまとめますが、この裁判は私個人の思いからいきますと、在日の軍属戦後補償裁判の亡くなつたチヨンさんの私に突きつけ

たハン（恨）、これを受け止めて、その流れの中で旧植民地出身者一世の最後の戦いを共に斗つことにあります。これを私なりに関わっていくことと同時に、国民共同連帯、日本国籍者しかこの社会は連帯しないとする法律の差別構造を打ち破る。違いを認め合い共に生きていく、多文化共生社会の創造、社会の核を作るそういう裁判でもあると思います。今後、大阪訴訟も引き続きご支援よろしくお願ひします。ありがとうございました。

仲尾 どうもありがとうございました。続いて今日はお一人の当事者の方に来ていただいておりますので、お二人をご紹介し、お話を直接していただきます。原告団の中心的役割を果たしてこられた金珠榮さんに裁判の現在までの経過と今の思いについてお話をいただきます。よろしくお願ひします。

金 珠榮氏



金 基さん、こんにちは。今日は朝早くに仕事に出て行きました、お昼に戻つてまいりました。今お一人のお話を聞きながらちょっとと眼くなつておりましたが申し訳ございません。これから頑張つてお話をさせていただきたいと思います。私は原告団の代表でキム・スヨンと申します。よろしくお願ひいたします。四年前に原告障害者、聴覚障害を持つている七人の原告が障害年金を求めて提訴をいたしました。それまで去年まで、去年判決が八月二十六日にありましたけれど、私の想像ではこれで勝てるぞという自信を持っていました。結果、判決は残念ながら裁判官の言い方は請求を棄却する、裁判費用も全部で自

自分で払えというふうに言わされました。ピックリしました。もう立ち上がることができなくなりました。頭の中もまつ白になつてしまつたという状態でした。正直言うと負けるなんて思つていなかつたです。私が言いたいことは、日本で生まれて永住権を持つて身体障害者手帳を持つていてる。当然日本人と同じ保障をするべきである。裁判官は国際人権規約について全く理解をしていない。ピックリしました。本当に差別だとうふうに思いました。非常に悔しく思つています。僕の生い立ちについてちょっとお話をさせていただきました。日本で生まれて、サンフランシスコ講和条約が日本国籍を奪われる前、三月に生まれたんですけど。一九五二年です、三月に生まれました。耳が聞こえなくなつたのは麻疹にかかつて、病院で熱を下げるための注射を受けたんですけれど、それが原因で聞こえなくなつてしまつたんです。両親は私が聞こえないということを全然わからなくて、普通の小学校に直接に行って、聞こえないことがわかつたんですね、その時に。入学は一般的の聞こえる小学校には入れませんでした。その事を両親が非常にショックに思つておりますで、三日間くらいご飯も食べられなくなつていたという話です。そういう話を聞いたのを覚えてます。耳が聞こえませんからどうしたらいいか。学校をどうしたらいいかというと、病院の方で検査を受け判定を受けます。聞こえないということがはつきりされます。その上で聾学校の場所を教えてもらつて、聾学校といいますと御室という所にあるんですけど。そこの小学部に入りました。小学校から高校までずっと聾学校に通いました。僕の先輩が二十歳になると障害年金がもらえるということを話してくれたのを覚えています。僕も二十歳になつた時に役所の方に行きました。受付の手続きをしたんです。書類を出して、すぐダメダメというふうに言われたんです。なぜダメなのか、話も全然通じないようです。書面を出して、ただ見て日本人以外は年金は出ませんよというふうに言されました。つまり日本人のみが年金の対象なんだということをその時に初めて知りました。つまり「これはす」い差別じゃないかななどいうふうに思つたんです。非常にショックだつたんです。でも仕方がないので帰りました、その時は。それまで日本人と同じだという

ふうに自分は思っていた。障害手帳も持っているのに、もらえるというふうに思っていたのに役所で断られビックリしたわけです。あの事はずつと覚えています。ずっと忘れられないことです。それから十年振りぐらいにやつと国籍条項が撤廃されたという話を聞いて、新聞やテレビで見まして、新しい制度になつたんだと。外国人も年金制度が新しく始まつたんだというふうに見まして、今度こそ障害年金もらえるかなと思つて改めて役所の方に行つたんです。窓口で登録証、身体障害者手帳二つを見せて、それは受理してもらつたんですけど。書類を出して、名前と住所いろいろ必要事項を記入しました。担当の所に持つて行って長いこと待たされまして。結果はダメですというふうに言われた、支給できませんと。どういう意味なんですかと聞くんですけど、事務所の後ろの壁に新しい外国人に年金制度が始まりましたというふうに書いてあるんです。はつきり書いてあるじゃないかと、なんで僕はもらえないんだと。しかし担当者は説明ができなかつた。説明もないし、通訳もなかつたんですけど、ただ上、上というふうに上方で決まつたことだからといふうにお話をされるだけなんです。ただただ年金は支給できないよと言うだけ。障害手帳を出しているのは、二十歳以上の人間はもらえないというふうに言われたわけです。何回も聞いても、上が決めたことだからといふうに答えてくるだけで全く話が通じない。諦めて、その日も帰りました。二度目に断られたということに非常に怒りを持っています。なんで障害者手帳を持つている私が、当然もらえるというふうに思つていたのにもらえない、その理由がわからないんです。その時は諦めました。自分が差別を受けてきた経験、味わつたことをお話をしたいと思うんです。私の母は機織りの仕事をしています。五十年間機織りの仕事をしてきました。一生懸命仕事をやつてきました。私も二十年間一緒に機織りの仕事をやりました。最初はおまえは耳が聞こえないから、どこも仕事に入ることはできない。できるだけ技術を身につけるというふうに母から言われました。自分なりに考えて、腕を身につけようと技術を身につけようと決意をしました。ところが二十年間働いたんですけど、十三年前バブルが崩壊をして景気が非常に悪くなりました。そのため給料

も難しくもらえなくなりました。私の妻も子ども三人生まれたばかりで大変でした。ですから結果的に会社の方もいろいろもめて機織りもやめたんです。弟に頼んで、土木関係の仕事を紹介してもらつて、地下鉄の工事の関係で工事の仕事、土木の仕事をやりました。三m四m深い地下で掘つて行くわけです。管を入れて、私はその中で降りて行つて、土砂がバンと崩れてくるわけです。相手は聞こえるので逃げることができますけど、私は聞こえないから「下危ないから上に上げれ」と言われるんですけど、そうなると私は仕事ができないわけです。免許証も持つてあるからダンプの仕事とかはできるかなと思つて、その後ダンプの仕事をもやつたんです。とにかく物を運ぶ仕事もやりました。大体様子とかお互いの身振り手振りとか頑張つてやりましたけど、最後までアルバイトという形で仕事をしてました。三年間仕事をやりましたが、京都府からの注文とかは全くなくなつていって会社が潰れてしまつたんです。その土木関係の仕事も。僕の学校の先輩が仕事を紹介してもらつて、工事の時に社長さんが「お金はちょっと待つて欲しい」というふうに言われて、私としては「延ばされるのは困ります、お金が必要なんです」ということをその時にもしきりに言つたんです。彼は「君は聾啞者だから障害年金もらつてるやろ」と。社長は障害者でも年金もらつてるやろということを言つうんです。「君は障害者年金もらつてるんやから、ちょっとぐらいい我慢できるやろ」と。彼はいろいろとお金を持つてゐるんだと思つていていたみたいでそれど、「僕は障害年金がないんだ。日本人じゃないんだ。在日外国人です」ということを言つたんですけど、「そんなことは関係ないやろ。金持つてるやろ」と。わかつてくれない。仕方がない、給料の延期をその時諦めて認めたんですけど、また払いが遅くなる。仕方がないので、その時に辞めてしまつました。職業安定所に行つて身体障害者手帳を渡して、「難しいですね」というふうに言われたんです。仕事はどこも景気が悪いので、なんとか仕事を探したい仕事をさせていただけませんかというふうに言いましたら、一つあつたんです。カステラケーキを作る会社があるんだけど。五時間しか働けない。それだと三千か四千円ぐらいにしかならない。妻と子どもを養つていくことは

それではできない。それから福祉事務所に相談に行つたらどうやと言われたんです。生活保護を受けてみたらどうやと。私は前に福祉事務所に行つて相談したんですけど、結局はダメだつたんです。織物の工場を持つていたので、それがある以上は生活保護は受けられないよと。財産がある以上生活保護は受けられないと言われた。その上障害年金も受けられていない。結局何の保障もないわけです、私には。制度と制度の谷間に置かれていて、何の保障もない。ですから僕の妻も聞こえません。オモニは今八十四歳になりましたけど、高齢なんですけど年金はありません。子ども三人と生活をしてるんですけど。本当は八人で裁判の原告団をやりましたけれど、一人は交通事故で亡くなつてしましました。彼は韓国の済州から日本にやつて来ました。アボジと一緒に十歳の頃に日本にやつてきました。彼は一世です。学校も行つていない。仕事も入ることができない。戦争前のことです。やつと戦争が終わつた後解放されたけれど、仕事は何をしてるのか。屑鉄を拾つてリヤカーでいろんな工場を回つて行くわけです。屑鉄を拾つて行く。京都から大阪まで五時間かけて、朝三時ぐらいに家を出て、帰つて来たらもう夜の十時。そういうような生活を彼はしていました。けれども言葉も通じない話もできない、大変だつたと思います。生活のために食べるためには運しく生きてこられました。彼は何の保障もなかつたです。やつと六十五歳になつて生活保護が受けられるようになります。裁判の中で五年前ですけど裁判をやろうということになつて、残念ながら事故で亡くなつてしまつたと思います。原告団それぞれが僕の先輩それぞれいろんな事情がありますけれど。帰化した先輩たちもいます。例えば子どものために帰化をした。将来、障害年金がもらえると思って帰化をした。仕事のためにとか帰化したんですけど、障害年金はもらえなかつたわけです。そのことに不満を持つて、当然日本人になつたんだから年金もらうべきだ、もらえるはずやというふうに思つたんですけども、帰化した後ももらえ

ない。選挙権も、選挙の権利も、年金もない。おかしい。こんなもの本当におかしいだけということを彼も言つていました。別の六十歳ぐらいのご夫婦ですけど、今まで生活保護を受けてという経験もありましたけど、二十年前は子どもの時は高校受験のために内緒でアルバイトをして貯金をして、息子の子どもの高校受験のためにお金をためていたのが福祉事務所にばれてしまつて生活保護は打ち切りというふうに言わされました。働きなさいと言わされて、非常に厳しいことを言わされて諦めて。高校受験を諦めました。非常に怒っていました、彼も。今は変わつてきています、法律は変わつてきています。昔は法律が非常に厳しかつたです。例えば聞こえない人は車に乗ることはできない。韓国の旅行にも行けない。家も買えない。生活保護も限界、非常に厳しい限度があつて、非常に厳しかつたです。それぞれ私もオモニも何の保障もありませんでした。就労差別、仕事の差別を経験しました。だから他に手がない、裁判をするしかない。二つの厚い壁がある。在日として職業差別の関係で結婚ができないとか、精神障害を持つていて原団のメンバーもおります。二年前に両親が亡くなりました。今まではアパートで生活をしてきておりましたけれど誰も見てくれない守つてくれない。今はチヨウゲンセンターでなんとか生活しています。それぞれ原団にいろんな事情があります。いろんな気持ちがあつたと思います。お金をしてだまされたとか、保護を受けてもバカにされる。女の弱さというんでしようか、非常に苦しい経験をして結局精神的な病気を発症してしまつたとか。もう一つは障害を持つているという壁です。年金がないという。この実情が生活を圧迫しているわけです。これはもう黙つてはいられない、僕がやろうというふうに決意をしまして裁判に訴えました。結果、昨年負けてしまいました。もう本当に腹が立ちます。納得ができない。そのお陰で原告団、いろんな団体に協力いただいて裁判を控訴して、次に進んでいこうと皆に協力を聞いていただきました。非常に嬉しかつたです。これからも裁判多分厳しいと思います、厳しい闘いで大変だとは思います。僕は今は子ども三人おりまして高校受験終わりましたけれど、これから高校生になる子もいます。また中学校、小学校、働かなければいけません。け

れどもその中で裁判に行くのも大変です。正直いうと、家を守りたいという気持ちもあります。仕事もできるだけやりたいやらなければならない。裁判に行つても、力はありません。本当に大丈夫かという心配がいつもあります。けれども最後にアピールをしたいと思います。去年の八月前に私が陳述をした時のものをビラにしています。

改めてアピールします。私たち原告のような在日無年金障害者は全国で推定五千人います。同じように日本で生まれ育ちながら、国籍の違いでなぜ年金が支給されないのか。そうした年金制度の矛盾や差別に対する疑問を皆持っています。全国各地の仲間と共に国、厚生労働省に対して解決を求めてきましたが、二十年間なんら誠意ある対応はありませんでした。やむを得ず裁判に訴えた私たち原告の気持ちを汲んでほしいと思います。それで同じ日本で生まれ育ち税金も払っているのに年金がもらえないなんておかしいと思いませんか。正確にいえば、もらえる人とももらえない人は年齢によって分けられてしまうのです。今年四十二歳以上の在日障害者はもらえず、四十一歳の人はもらえる。在日の聾啞者七名がこの問題について三年間裁判で訴えてきましたが、裁判所はこの訴えを無情に退けてしまいました。昨年の八月二十六日です。原告の聾啞者たちはすぐに大阪高裁に控訴しました。その裁判が今年の春から大阪高裁で始まります。ぜひできれば皆さんご支援をよろしくお願ひいたします。以上です。

仲尾 ありがとうございました。キム・スヨンさんの心の底からの思いを伝えていただきました。もう一人当事者の方をご紹ひします。大阪で今高齢者年金に関する訴訟が始まっていますが、その原告であるチュ・ジョンシンクさんという方がおられます。八十歳の方ですが、十七歳で日本に渡つて来られた一世の方です。やはり健康上の問題があるので、今日は残念ながらお越しただけませんが、その子どもさんのチュ・

チヨンジャさんが「家族のおもい」と題してお話をただくことができました。よろしくお願ひします。



周 貞子 氏

周 貞子 アンニヨンハシムニカ。チユ・チヨンジャと申します。今障害者の方の無年金の事を聞いていて重くって、私が何を言つても重くて胸がいっぱいになつて言うのがしんどいんです。私は本当に怒つていて、原告家族じやなく、原告になりたいぐらいなんです。二十数年前にうちの両親を連れて初めて韓国に行つたことがあります。うちの両親は朝鮮戦争以来はじめて母國の土を踏むとという時でした。私が子どもで、両親は字が読めない書けないので、私が両親を連れて行くという状況でした。その時に私は言葉ができませんでしたが、税関でなんとなく小さい時から聞き馴れてる言葉なのでニュアンスとして何を言つてるかわかるんです。その時に税関の人が韓国人のくせに韓国語がしゃべられないんだみたいなことを馬鹿にして言つてました。その洗礼は大体の方が受けてるとは思うんですが、その時に私はその税関の人にお在日の状況を全く知らないで、好きで日本語だけしかしゃべれないんじゃないんだ。在日の状況を本国に訴えてやりたいという思いがありました。その時に訴えるにはどうしたらいいかということで韓国語を勉強しようと思つて、韓国に留学するという機会を持ちましたが、途中で挫折して草彌 剛（チヨナンカン）ぐらいまでもしゃべれません。今も挨拶程度しかできないんです。在日も韓国に帰る時に、日本で朝から晩まで寝ずに働いて、やつとの思いで韓国に帰る時に故郷に錦を飾るという意味で恥ずかしいことはできない。日本でまあまあの生活が出来てるんやといふところを見せたいために、日本にいる朝鮮人は皆社長かというぐらいの思いを抱かせるような振る舞いを韓国、本国でやつてると思つんです。でもしんどいから、しんどい状況なんて本国の人に言いたくもないし、二十数年前だつたら国の力の違いで日本からの蓄えを韓国の親

戚一族に還元するという思いで一生懸命働いて、国に帰つてそれを還元するということがありました。その状況は致し方ないかなと思います。でも税関で受けた私の思いは、あつこじうじうことだつたんだと。今回原告の家族として訴えるというところが非常にその時はわからなかつたんですけど、今となつたらこじうじうことを言うことなんだなと思いました。私たちは本国からもそうですし、日本からも両方から遺棄された民であると思っています。搾取はされども意見は言えない。搾取だけされて、自分たちが不当な扱いを受けても文句は言えないという状況です。それは本当に屈辱的な扱いを受けてくるということを訴えるのが今回の裁判の意味でもあると思います。うちのアボジは十七歳で先に渡つてる父や叔父に招き寄せられて日本に来ました。もちろん日本に来るという状況は日本の植民地政策で、韓国の田舎で土地を奪われて食べることに困つてているという、誰も皆さん一世が味わつて居る状況と同じで日本に来ました。広島県の広という所で軍用機の工場があるのでそこに就職しました。その後、キンチョールにも行つたと言つてました。キンチョールに行つた時には、日本に来て間がないのに日本語がしゃべれなくて、「朝鮮人アホ」というふうに何か物を投げられたといふ記憶があるらしいです。アボジはアホじゃなくて日本語が出来ないだけです。それを来て間がないのに、十七歳で來てるのに日本語ができるわけないです。それも「朝鮮人アホ」と物を投げられた。その後新潟の炭鉱に行つて働いたけれども、あまりにも苦しくて逃げ出した時に憲兵に捕まつて、憲兵とケンカしたおかげで日本語が上達したと言つてました。その後、朝鮮戦争になつた時に私のハラボジと、父は次男でしたので長男と叔父がどうなつたかはいまだに聞けてません。今回原告の家族の陳述でもうちよつと詳しく聞き出さないとダメなんですが。アボジにとっては非常に辛いことなのか、自分の父親と兄のことはあまり言いません。朝鮮戦争の時に女ばかりになつた朝鮮の家族を養うために日本から朝鮮へ行く時に、その当時は朝鮮に行つてはいけない状況で、九州まで行つて船に乗つて韓国本土に渡るのに一、二回失敗を繰り返しました。ポンポン船で渡るのに日本の警備艇にひつかかって九州で刑務所に入つた。その時に日本の

知り合いの人に頼んで賄賂を包んで刑務所から出してもらい、今度は失敗がないように日本の本土に向かうようなふりをして警備艇を「まかして朝鮮に渡つたということを言つてました。日本のお金を風呂敷にいっぱい包んで韓国本土に渡つても、皆お金を持つてゐるのがわかつたら自分を警察に売つて捕まつて、本当に朝鮮に行つた時は大変だつたみたいで。朝鮮で家族を養つてる時に、今でいう北が南進してきたために自分の田舎は占領されて、自分は北の兵士の食事係りになつたそうです。農家から豚や鶏を調達し、北の兵士に食べさせる役目を果たしたということでした。その話を言うのも、自分は苦労したとかそういうことは一切言いません。懐かしく面白おかしく言いました。私も特にうちのアボジだけが苦労したとは思つてません。その当時の一世のほとんどが同じような経験をしてきた中の一つです。そうして例にもれず、日本に帰つて來ても商売とは名ばかりの仕事をして四人の子どもを養つていきました。四人の子どもも勉強が特に出来るとか、在日韓国人の中で勉強が出来たら京大・阪大を目指して弁護士か医者を目指したんですけど、普通の朝鮮人で普通に生きて行くのはなかなかしんどい世代でした。うちの兄二人はいわゆる団塊の世代です。アボジを養つていかないといけない世代ですが、この不景気の中、何回カリスマもしくは安定した職業に就けなくて、今も大変しんどい状況でうちの両親を養うというような経済状況ではありません。その息子たちを氣遣つてか、うちのアボジは三年前に日本に帰つて来たんですが、どこに行つていたかというと中国の瀋陽に行つてました。日本の領事館が駆け込みで有名になつた瀋陽です。どうしてかというと、中国の瀋陽の朝鮮族の町に行けば、今、住んでいる泉大津で在日外国人に支給される一万円で、中国では一ヶ月生活出来ると言つてます。私が半年分をまとめて中国に送金しました。そうして在日外国人に支給される一万円で中国で暮らしたら、子どもたちに迷惑かからないので四年間ぐらい行つてました。でもオーバーステイという形になり、オーバーステイしたら罰金を払わなければいけなかつたので、三年ほど前に帰つて来ました。帰つて来る飛行機を大連で乗り換えた時、その時はどういう世界の状況だったかわからないんですけど、韓国人

に対する非常に中国のチエツクが厳しくて、パスポートを見せただけでは在日の韓国人ということがわからなくて、ましてオーバーステイしてるので捕まりそうになつたわけです。在日韓国人だという証明をどういうふうにしたかというと、これも皮肉な話で泉大津市が発行していた在日韓国人に一万円支給するという役所から来た通知をたまたまカバンに入れていて、それを見せたら在日だということがわかつて放免されて無事日本に帰つて来たという始末です。最終的に高齢になり病気もあって、日本にいるという状況です。うちのアボジやオモニを見ないといけない兄や私たち。私たちは小さい時にチエサとかで親戚一族が集まつた時に、ホワイトカラー、ネクタイをしてる親戚の方つていなかつたんですよ。皆ほとんど自営で。たまにネクタイをしてきてる親戚の人を見た時に、あの人どこに働いてると聞いた時に、民族系の銀行だつたりしてちょっとがつかりしたことがありました。これは民族系の銀行の人には悪いんですけど。そういうホワイトカラーで日本の会社に就職出来るのかなという期待を寄せたわけですよ、子どもながらに。そしたら民族系の銀行だつたので、なんだとちょっとガッカリした記憶があつたんです。すみません、民族系の銀行の方がおられたら悪いんですけど。それぐらい就職差別もひどい時代で、私たちの親戚一族の中では三種の神器といふのは、三種の神器つて昔あつたと思うんですが、テレビと冷蔵庫と何か。私たちは社会保険・有休・ボーナス、そういうのがある会社に就職できるなんて皆無でした。私たちの二世の一世を支える世代の人たちは。ですから自分の両親を支えたいんだけど、今自分の生活が大変で途中で国民年金に入ることが出来るようになりましたが、空期間、結局それを全部払たらもらえるとなつても、本当に微々たるもので生活が苦しいから夫婦で二万数千円払うんだつたら払つてももらえる額といつたら本当にしれているので、やはり生活が苦しいから目先の現金がります。二万円払いたくないです。六十五歳になつてとつても少ない微々たる年金のために。結果的に途中で入れるようになつた一世を支える五十代の人たちも無年金という状況が多いです。本当にそういう人たちを支える人たちさえしんどいという状況です。今私は大阪市で高齢者一世の介護

認定という調査に回らせていただいてるんですが、そこで私は大阪市の外郭団体半官半民なんですが、高齢者のオモニやアボジは役所の人間が来るというふうに思つてます。私が「チユです。アンニヨンハシムニカ」としゃべつても、「変わった名前やな」とか、「最近の日本人はオモニ、アボジぐらい言うし、アンニヨンハシムニカぐらいは言える」と。私がなんとか自分も朝鮮人だとう」とを明かしたら、一世のオモニ、アボジは腰を抜かさんばかりに驚くんです。「朝鮮人でも役所に勤められるんか」と言つうんです。「朝鮮人でも今その仕事に就けられるんか」と驚きます。大阪市の行政も一部撤廃という状況で、全部国籍条項撤廃じゃないんですけど、それほど驚くんです。そしてオモニ、アボジは「よかつた、よかつた。あんたが来てくれてよかつた。頑張りや。そんなんして市役所に勤められるようになつたからがんばりや」とおっしゃいます。私はオモニやアボジたちの希望の星やなと思いました。オモニやアボジは私を見て、自分の孫もそういう所で働くことが出来るんやなという希望を見出します。今は大企業が国籍でもつて差別することが非常にいけないということで、大企業の方が本名で就職も可能になつてきました。でも国や役所に勤めるところに意義があるんです、一世のオモニやアボジは。役所にも朝鮮人が入ることが出来るんやなと。国がそれを認めるところに非常に意義深い。ですから年金も国がそれは差別だつたと認めることが非常に大きな力になると思います。そういう思いを込めて、原告になりたい思いを抑えながら家族として支えてこの裁判に向かっていきたいと思います。ありがとうございました。

仲尾 ありがとうございました。非常に具体的なお話を聞かせていただきましたので、周さんのご家族の様子が手に取るようにわかつたと思います。それではここで第一セツションを終わります。後の進行については司会のチヨンさんからお願ひします。

司会 今皆さまのお手元にご質問・ご意見用紙あると思います。そちらに質問などご意見を書いてください。この箱を机の上に置いておきますので中に入れてください。時間が大幅に過ぎてゐるんですけど、なるべく五分以内に書いていただければ助かります。筆記道具も一緒に横に置いておきますのでよろしくお願ひします。それでは四時に質疑応答はじめさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

司会 大変お待たせいたしました。それでは先ほど皆さまからいただいた用紙を元にしまして質疑応答に移りたいと思います。よろしくお願ひします。

仲尾 たくさんの方々からご質疑・ご感想をいただきました。今回は質疑というよりは感想が多いんですね。大変貴重なご感想なので全部読ませていただきます。質問につきましては、適当に私の方からどなたに答えていただいたらいいかという判断させていただきます。まず「本日は貴重な現状を伺うことができとも勉強になりました。ありがとうございます」といいました。特に原告の方、ご家族の方のお話は重みがあり、制度や国の隙間に苦しめられることが日本人として何も苦労や差別を受けずに育った者として恥ずかしい情けない思いがしています。思い出すのも辛いお話を何度も説明したり、常識として正しいと思われる事が認められない憤りも共感することができました。今後良い方向に進んで行くようになればと思います」。次の方です。「今日話を聞くことで、在日の方の苦しみ、日本国政府の対応の悪さを知ることができます」。一つ質問があるのですが、生命保険などの現状はどうなのでしょうか。加入とかはやはり困難なのですか。丹羽先生お願いします。

丹羽 生命保険は別に問題ありませんのでちゃんと加入できます。

仲尾 ありがとうございました。その次。「同じ日本に住む人間でも日本国籍を持つ者と持たない人で税金ちゃんと払つてゐるのに、国民年金、障害者年金をもらえたりもらえなかつたりするのはおかしいと思つた。今、イラク戦争などで世界平和が唱えられたり、大きな問題として取り上げられるが、もつと身近に苦しんでいる人に目を向けるべきなんだと思うようになつた」。「帰化をしても年金をもらえなかつたというお話ですが、今現在でもそうなのですか。在日の方の帰化が増えていてますか」。これも丹羽先生に。

丹羽 先ほどの一九八二年に国籍条項撤廃したわけです。ところが時点主義というか、八十二年の一月一日時点で二十歳を超えている障害者は障害者福祉年金は支給されないと、時点主義なんです。そこがダメならば、あといくら日本国籍に帰化してもダメですよということなんです。実はシオミ訴訟という裁判が昔ありました、同じことが争われたんですが、そういう理屈なんです。時点主義といいます。

仲尾 塩見訴訟というのは、帰化されて塩見という日本式の姓を名乗られた女性の方です。この方が帰化後もう一度訴訟されましたけれど、やはりダメでした。要するに、その法制定の時点において日本国籍を持つていなかつた者は遡つても取ることはできないという非常に厳しい結果でした。その次、「福祉の根本理念であるはずの、境界なく救うという考え方からかけ離れた現状に驚かれ、同時に自分の無知さと無関心であつたことにも反省すべきであると感じました。自国民中心主義の害こそあれ利することのない構造を一刻も早く改善すべきだと考えさせられました。今まで在日の年金問題があるということを全く知りませんでした。今後新聞などを注意して読み、考える機会を作つていきたいと思います」。これは今国会で年金国会ともいわれ、年金改革がいろんな形で論議されております。ところが外国籍の方の年金の改正の問題は全然議題にも上がつておりませんね。各党の論調にも全く上がつていらないという現状があります。ぜひこれを打破し

たいと思いますが、そういう意味でもぜひ注目していただけたらと思います。「本日の講演、四人の方々のお話それぞれ大変良かつたです。私は差別をなくすことはしつかりとした眞実・事實を知ることだと思います。私自身、今日知った年金差別の問題、そして在日の方々の今日に至るまでの苦労を知るからこそ、次に私たちがどういう方向で良い社会を目指さなければいけないかということが見えてきます。気付いた者が声を上げるという言葉がありますが、今の世の中で何が正しいか間違つたか、私たちはもつと今の現状に目を向けるべきだと思いました。私も今日の講演が一つの良いきっかけになると思います」。「時間的に終わり近くに来たので残念でした。それでもこの年金問題がこのような形で討議され、現在今の状況が手に取るようにわかり、遅くてこの集まりに迷惑をかけるのではと気になつていましたが、少しでも参加させていただきましてありがとうございました。いただいたパンフを読んで考えてみようと思います」。「現時点では在日の方は身体障害者年金をいただくことができないのですか。もらつていてるという方もいると聞いていますが」。これは障害の認定の時期のことだと思うんですが、丹羽先生それでいいですか。つまり満二十歳で障害者であるということが認定それまでにできていれば、もらうことがありますといふことです。キム・セジョンさんの場合は満二十歳を超えていたということで受け付けられなかつたということです。その通りですね。その通りですということです。「年金についての法律改正や裁判の手助けなどについて、日本人にできる」とは具体的にありますか。これは法律改正裁判とおっしゃつてますが、具体的に日本人としては何をすべきなんだろうか」。これは当事者のお二人に一言ずつお答えいただきましょうか。

金 このあいだの去年の裁判は敗訴という形になつてしまひましたけれど、やはりアピールというか、マスコミに知つてもらうということが大切だと思います。今まで眠つていた、皆知らなかつたと思うんです。皆、泣いているそういう人たちがなかなか知らなくて、なかなか手助けもできなかつたと思うんです。そう

いつた話を裁判をする以外にはなかつたわけです。決意をして頑張つて裁判をやつてきたわけですけれども。裁判は眞面目にやつてもらいましたけど、この次もつと強くどんな方向で、弁護士の方も強くお話をされてましたからピッククリしましたけれど。若い方もいっぱいいらっしゃいますし。丹羽弁護士は非常に口調も強いので非常に参考になるなと思っております。弁護団は若い人たちが多いんですが、これに付いていきたいと。いろんな団体に呼びかけていつて、支援をもつともつと強く広げていけば大きな力になれば必ず裁判にも勝つことができるんじゃないかなと思います。マスコミにも広げていけば必ず変わつていく、いい状況になつていくんじゃないかなと思っています。とにかく頑張つていきたいと思っています。

周 具体的な裁判の手助けなどとかは裁判所に来ていただくとか、カンパでタオルを売つているのでタオルを買つていただいてカンパの手助けしていただきかということなんですが。多くを望まないのは、日本の方々が自分の問題として意識を持つていただきたい。韓国人の問題ではない。これは日本の国の制度を問いかけているので、自分たちの国の問題だという自覚を持つていただきたいというところです。

仲尾 ありがとうございました。それでは次へ進ませていただきます。「就職するのに現状は厳しいとは思いますが、民族の誇りを忘れずに頑張つてください。努力は必ず報われると思います」。「京都の障害者の無年金裁判でも立法裁量論を用いて棄却となつたと思います。私はこの立法裁量の条文が法律に書いてあるのが問題ではないかと思うのですが、どうお思いですか」という質問ですが。立法裁量論というのは国会での問題は法律を作つて、法律を改正して決めればいいんだという、そういう裁判所の判決文の内容で、そのことを指摘されていると思います。ですから立法裁量の条文が法律に書いてあるというわけではなくて、現在の国民年金法が問題であるということだと思います。それでよろしいですか。その後、この方は詳しい計

算式まで書いていただいてるんですが、読み上げてみます。「一九八一年の年金改正で三十五歳以上、つまり一九四七年以前生まれは年金を掛けとももらえないとなつててはいるが、今の制度では任意加入により七十歳で二十五年になれば、国民年金がもらえるようになつててはいるのですが。その時に掛けなかつた人はどうなるのでしょうか。救済措置はあるのでしょうか。つまり七十歳までの任意加入は一九五五年以前生まれと書いてあります。であれば、一〇〇七年一月から二十五年分の国民年金をもらえるのだが、掛けてももらえないといふのは矛盾しててはいると思う。二つ目、障害者の障害年金が外国人といふ理由だけでももらえないのはおかしい。二十歳未満で障害になつた時は障害年金がもらえるのは国籍がどこであつても同じと思う」。後の方はご感想ですが、前半の部分について丹羽先生いかがでしようか。

丹羽 要するに、保険料納付済み期間というのが二十五年以上と決まつててはいるんです。それを払わなければ受給できなきいというのは原則なんです。ただ例外的に空期間とか、言い間違えたんですが中国の帰還者の問題と拉致被害者の問題さつき私意識しなかつたけど、後から指摘されて混同しちやつたみたいですが。あの人たちは特別にみなし納付免除、免除しますという取扱いをするんですね。払わなくとも払つた形にしまつようと。そういう特別措置をしてるんです。そういう措置がない限りは拠出性の場合は二十五年以上掛けないともらえないといふ。

仲尾 まさにその通りだと思います。現在では国民年金の将来が危うい。もらえないかも知れないということで、掛けなければならぬんだけど掛けないといふの方もいらっしゃいますが、拠出性であれば最低二十五年は掛けないと給付の額はともかくももらえない対象になつてしまふといふことは事実であります。「法律上の差別を聞き驚きました。もう少し相手に気配りができる人間になつてほしい。自國中心もわかり

ますが、国際化の今共生の道を進む方向に行きたいですね。大きなイベントなんかより、毎日の生活でそれとなく気遣いがあると助かるのです。大変良い講演でした」。最後の方です。「在日外国人障害者、高齢者の無年金問題は日本社会に深く浸透した植民地主義的発想からくるものだというのを改めて実感した。我々在朝鮮人に突きつけられている様々な差別、無年金問題や受験資格問題、入居差別や就職差別、アルバイトの拒否、朝鮮学校の子どもたちに浴びせかける罵声。そのすべてが植民地主義的発想からくるものだと思う。我々はまだ解放されていない存在だと思います。しかし我々の運動というのはかつてとくらべて非常に弱々しいものになつていて。このような場がたくさんあると勉強になるし想像力を高めることができる。しかし今まで机上の空論であつて、何か行動に結びつけられないものだと差別について詳しく述べておられるのであれば意味のないものだと差別について詳しく知り冷静に怒つて行動し続けていく。総連と民団でそのような行動を連帶して行う。無年金問題においては実現されているが、もつともつと連帯し動くことをすべきだ。その主体となつてこれから行動していくたい」。こういう決意表明のような感想がありました。以上ですべての感想ならびに質問を終わります。今回は非常にご感想が多くつたわけですが、一般に年金問題というの大変難しいです。拠出の方法、税負担の問題、給付の方法、これが従来からの保険制度が一本でなかつたためにいくつか人によつてケースが違う。そんなこともありまして、今その改正作業が行われようとしてるんですが、いくらそういう制度上の細かな点を是正していくにしても根本的に国籍条項が残つてゐる。こういう基本的な矛盾に全然目が向けてはいられない。このことについては日本人もよくわかっていないし、在日の方にも大変わかりにくい。こういうことが一つ問題なんですが、国籍条項があるないということは非常に単純な問題です。そういう単純な問題がほとんどの日本人に知られていない、知ろうとしないことが最大の問題でしょう。

本日はどうもありがとうございました。

アジアの風文庫 20

「チョゴリときもの」

～十一回目の話から～

2005年5月 第1刷発行

編集・発行 財団法人 京都市国際交流協会

〒600-8536 京都市左京区粟田口鳥居町2の1

TEL. 075-752-3010

印刷 株式会社 アルファ・プリント社



＊ 財団法人 京都市国際交流協会
KYOTO CITY INTERNATIONAL FOUNDATION